

第5次常滑市障がい者基本計画

【令和6年度～令和11年度】



令和6年3月
常滑市

ごあいさつ

常滑市においては、平成 10 年度に「人にやさしい、バリアフリーなまちづくり」を目指し、「常滑市障害者計画」を、平成 29 年度には「第4次常滑市障がい者基本計画」を策定し、各種障がい者施策を推進してきました。

この間、国においては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行や、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」を改正するなど国内法の整備を進めてきました。

このように障がいのある人を取り巻く環境が大きく変わる中、本市では、障がい者の自立及び社会参加の支援などに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たに令和6年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第5次常滑市障がい者基本計画」を策定いたしました。

本計画は、基本理念を前回計画から継承しつつ、「誰もが 共に生き 支え合い安心して暮らせるまち 常滑」と新たに定め、7つの基本目標を設定し、各種施策に取り組むこととしています。

この計画を実りあるものにするため、市民の皆様を始め、関係団体、関係機関の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様を始め、「常滑市障がい者基本計画等策定委員会」の委員の皆様、障がい者団体や関係機関等、計画策定にご尽力、ご協力いただきました皆様に心から厚くお礼申し上げます。



令和6年3月

常滑市長 伊藤 辰矢

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 障がい者基本計画策定の趣旨	1
2 計画の期間・位置づけ	1
3 SDGsとの関係	2
第2章 市の障がいのある人を取り巻く現状	3
1 人口等の状況	3
2 障がいのある人の状況	4
3 障がいのある人の推計	11
4 福祉に関するアンケート調査 結果まとめ	12
5 前回計画の進捗状況	25
第3章 計画の目標	28
1 基本理念	28
2 計画の基本目標	28
3 施策の体系	30
第4章 施策の推進	31
基本目標1 障がい福祉への理解の促進【啓発・広報】	31
基本目標2 福祉サービスの充実【生活支援】	34
基本目標3 就労の場づくりの促進【雇用・就業】	39
基本目標4 保健・医療の充実【保健・医療】	42
基本目標5 障がいのある児童への支援の充実【療育・育成】	44
基本目標6 安全に暮らせる環境整備【生活環境】	48
基本目標7 地域活動や社会参加の促進【スポーツ・文化・まちづくり】	50
第5章 計画の推進のために	54
1 連携体制の整備	54
2 計画の進捗管理	55
資料編	56
1 常滑市障がい者基本計画等策定委員会	56
2 常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会	58
3 計画策定の経過	61
4 用語集	62

◎文中で「※」が付いている用語は、資料編の「4 用語集」をご覧ください。

「障がい」等の表記について

本計画では、「障害」などの「害」の字の表記について、字に対する印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、国の法令等に基づく法律用語や施設名等の固有名称を除き、可能な限り「害」の字をひらがなで表記しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第1章 計画の策定にあたって

1 障がい者基本計画策定の趣旨

本市では、平成30年に「第4次常滑市障がい者基本計画」を策定し、「障がいのある人が安心して暮らせるまち 常滑」を基本理念に、障がい福祉の推進に取り組んできました。

この間、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ[※]・コミュニケーション施策推進法）」の施行（令和4年度）や、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律[※]」（障害者総合支援法）及び「児童福祉法[※]」の改正（令和4年度）等、多くの法整備が進んでいます。また、令和3年5月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律[※]」（障害者差別解消法）の一部改正により、令和6年4月から民間事業者による“合理的配慮[※]”の提供が義務化され、さらに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では障害者による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等が規定されるなど、近年においても障がいのある人に関する国の法制度が大きく進展しています。

また、令和5年3月には「障害者基本計画（第5次）」が策定され、共生社会の実現に向け、障がい者が活躍できるよう支援するとともに、社会的な障壁を除去するための障がい者施策の基本的な方向を定めています。

令和5年度に、「第4次常滑市障がい者基本計画」が計画の最終年度を迎えることから、こうした新しい動向を踏まえ、本市における障がい福祉施策の基本指針として新たに「第5次常滑市障がい者基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の期間・位置づけ

（1）計画の期間

本計画の期間は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。なお、今後の社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直すこととします。

■計画期間イメージ

（年度）

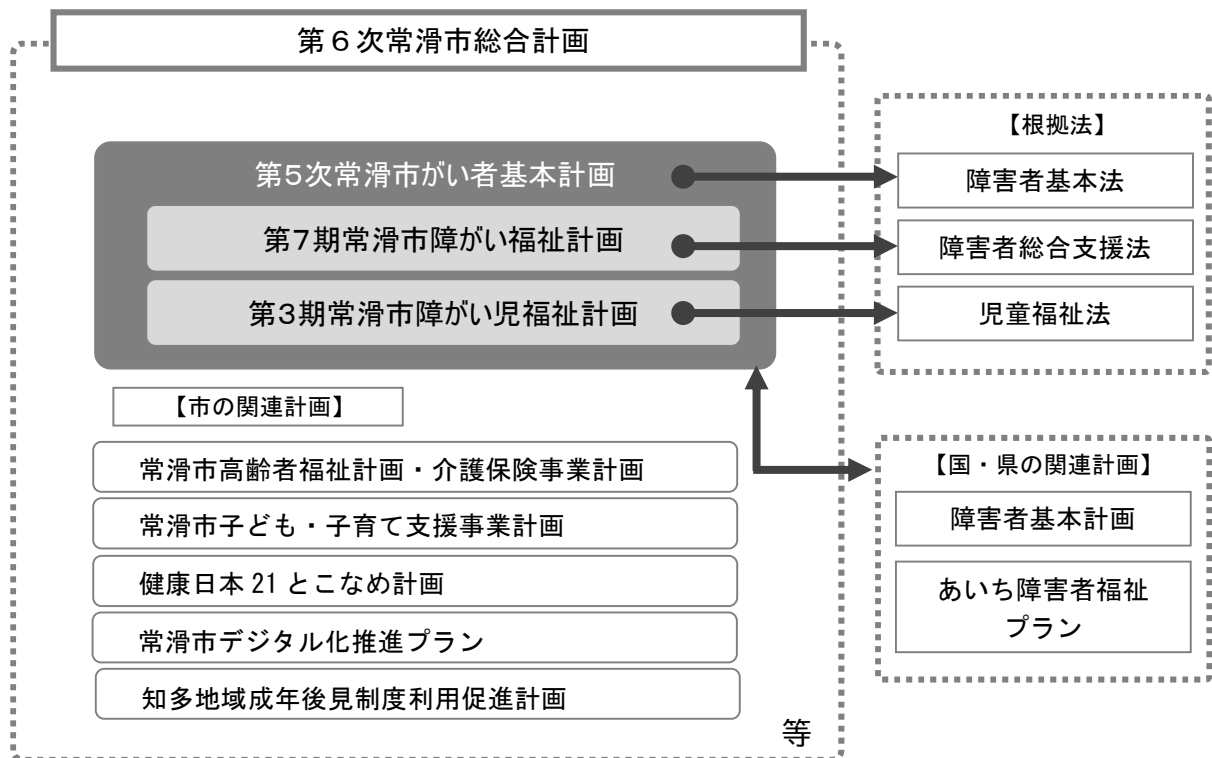
R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
			第5次常滑市障がい者基本計画						

(2) 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」として、常滑市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」及び愛知県の「あいち障害者福祉プラン」や本市の最上位計画である「第6次常滑市総合計画」など、関連する計画との整合性を図りながら計画を策定します。

■計画の関連イメージ



3 SDGsとの関係

平成27年の国連サミットにおいて、SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。SDGsは平成28年から令和12年までの国際社会共通の目標です。「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴールと169のターゲットから成り立ちます。

本計画においても、SDGsの視点を取り入れ、実現に向けた施策を展開します。



第2章 市の障がいのある人を取り巻く現状

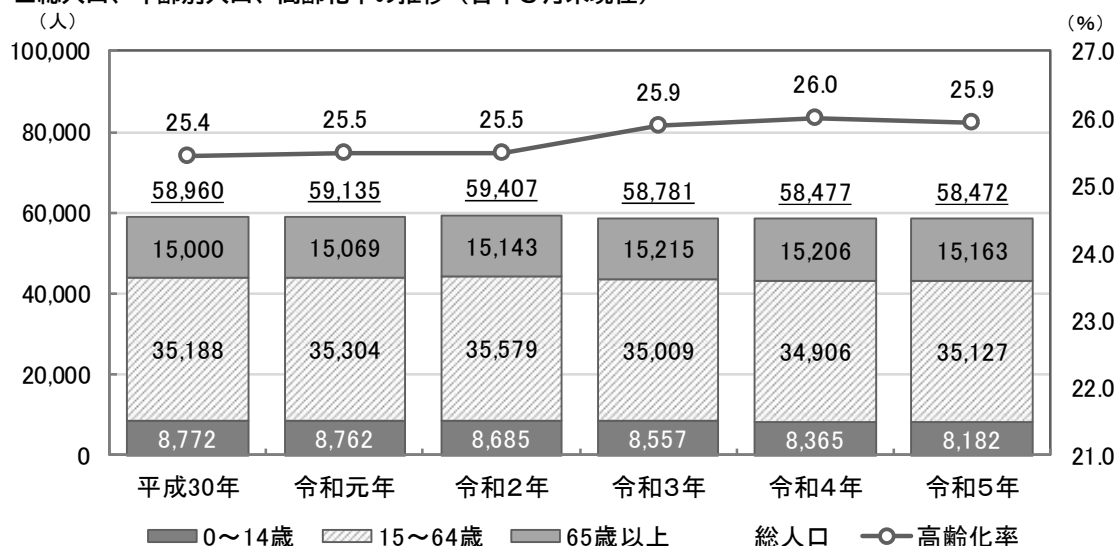
1 人口等の状況

(1) 人口の推移

総人口は緩やかに減少傾向にあり、令和5年3月末現在で58,472人、高齢化率は25.9%となっています。高齢化率は令和3年以降、26%程度で推移しています。

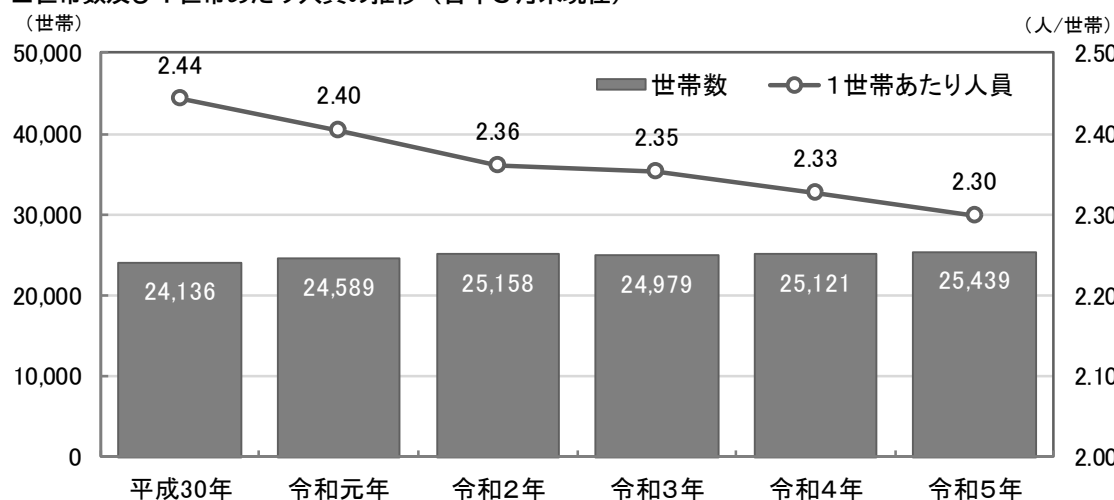
また、世帯数は増減しながらほぼ横ばい状態で推移しており、令和5年3月末現在で25,439世帯、1世帯あたり人員は2.30人となっています。1世帯あたり人員は平成30年以降、一貫して減少しながら推移しています。

■総人口、年齢別人口、高齢化率の推移（各年3月末現在）



資料：市民窓口課

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移（各年3月末現在）



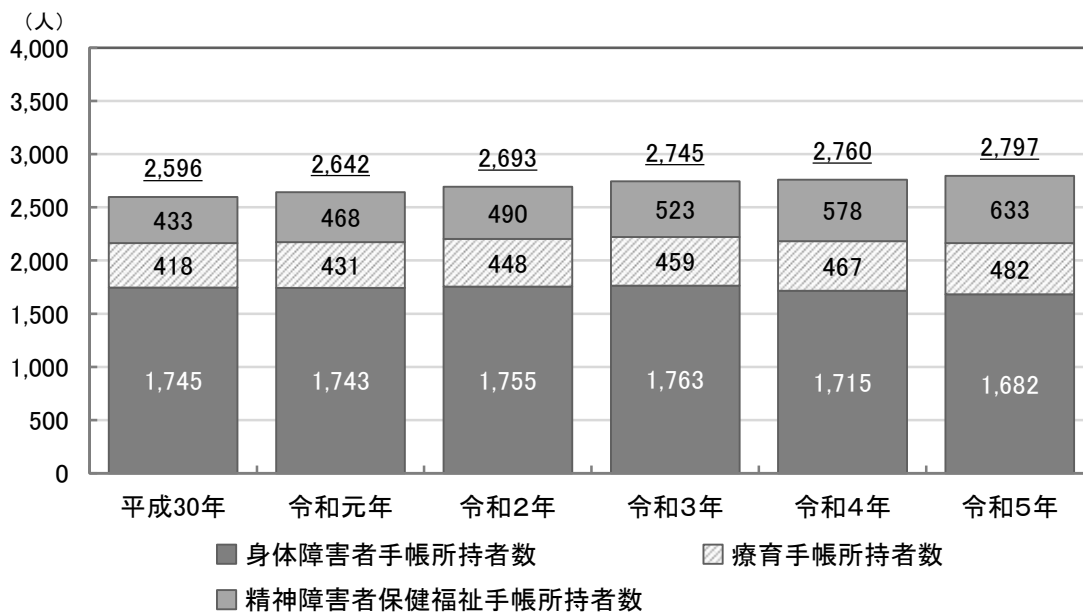
資料：市民窓口課

2 障がいのある人の状況

(1) 手帳所持者数

手帳所持者数は全体で緩やかに増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で2,797人となっています。各手帳所持者数で見ると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

■手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



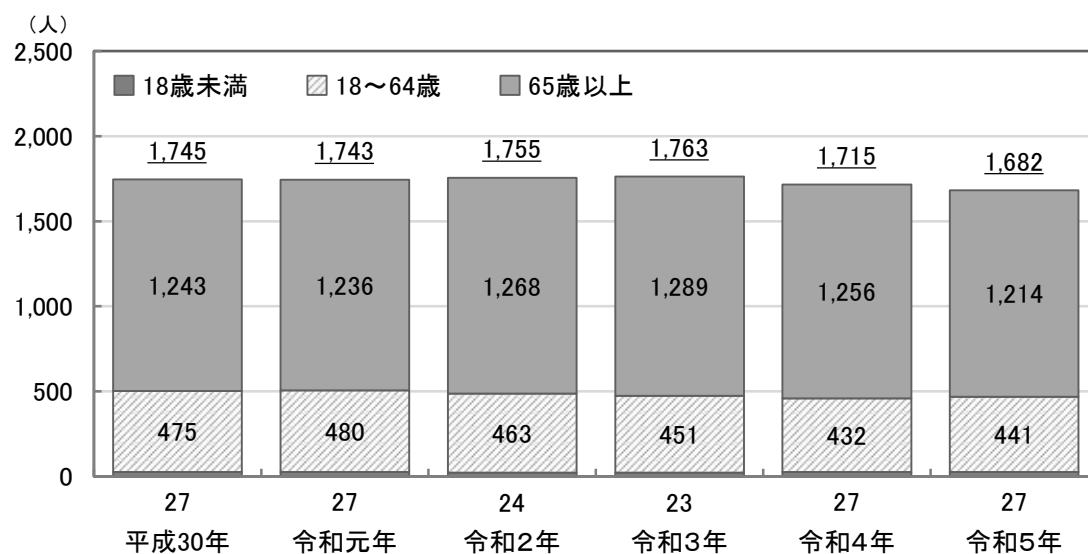
資料：福祉課

(2) 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年4月1日現在で1,682人となっています。年齢別では令和2年以降、18～64歳が減少傾向となっています。

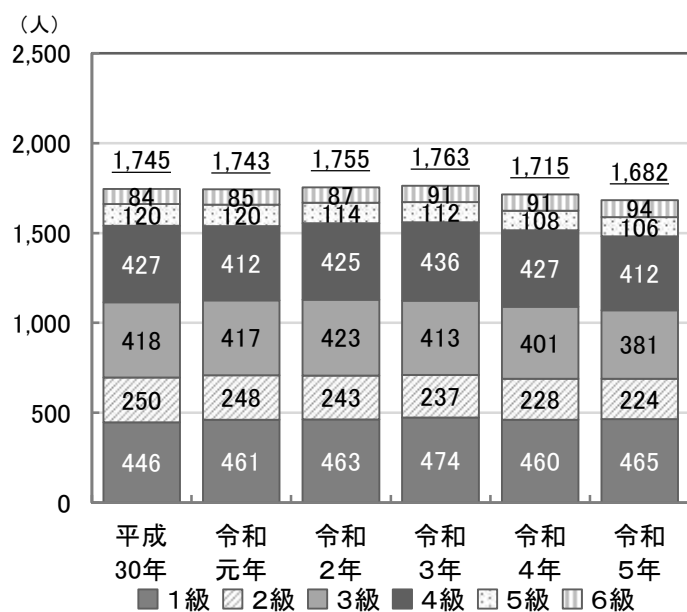
また、令和5年4月1日現在の手帳所持者について、等級別では1級が27.6%と最も高く、次いで4級、3級がそれぞれ約2割となっています。障がい種別では、肢体不自由が47.7%と最も高く、次いで内部障がいが37.1%となっています。

■年齢別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

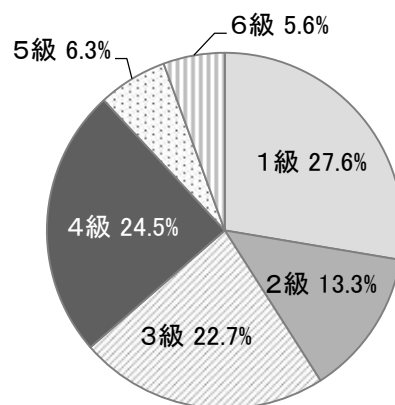


資料：福祉課

■等級別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）



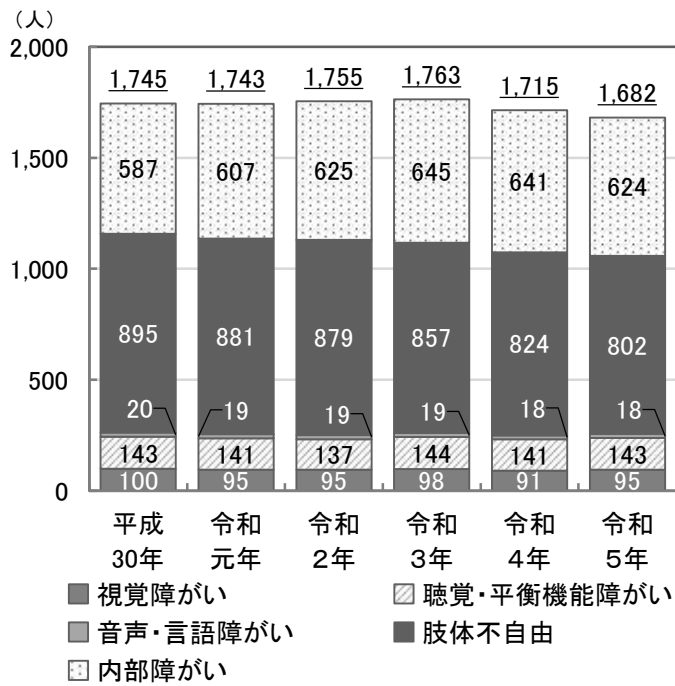
■等級別身体障害者手帳所持者の割合（令和5年4月1日現在）



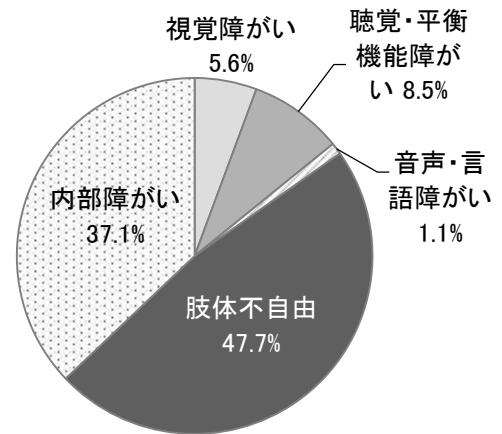
身体障害者手帳所持者 1,682人

資料：福祉課

■障がい種別身体障害者手帳所持者の推移
(各年4月1日現在)



■障がい種別身体障害者手帳所持者の割合
(令和5年4月1日現在)



身体障害者手帳所持者 1,682人

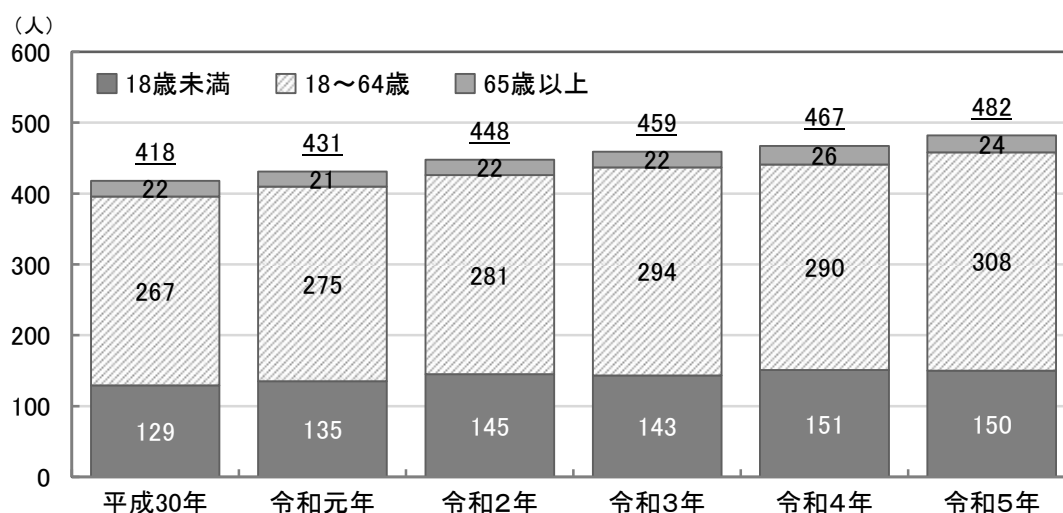
資料：福祉課

(3) 療育手帳

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で482人となっています。年齢別では平成30年以降、64歳以下で増加傾向となっています。

また、令和5年4月1日現在の手帳所持者について、等級別では軽度(C)が38.4%と最も高く、次いで重度(A)が35.1%、中度(B)が26.6%となっています。

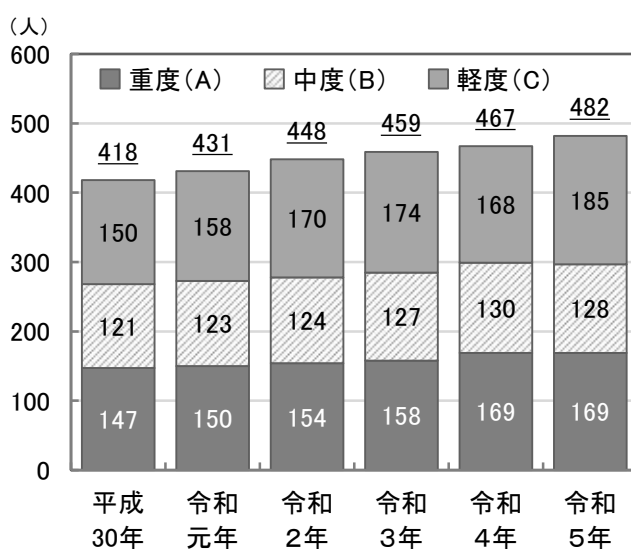
■年齢別療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）



資料：福祉課

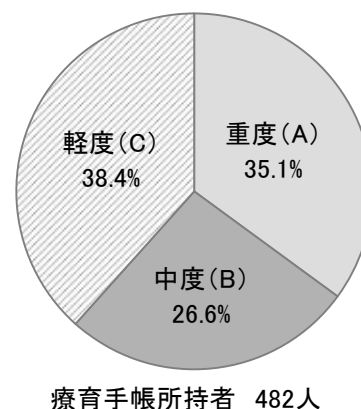
■等級別療育手帳所持者の推移

(各年4月1日現在)



■等級別療育手帳所持者の割合

(令和5年4月1日現在)



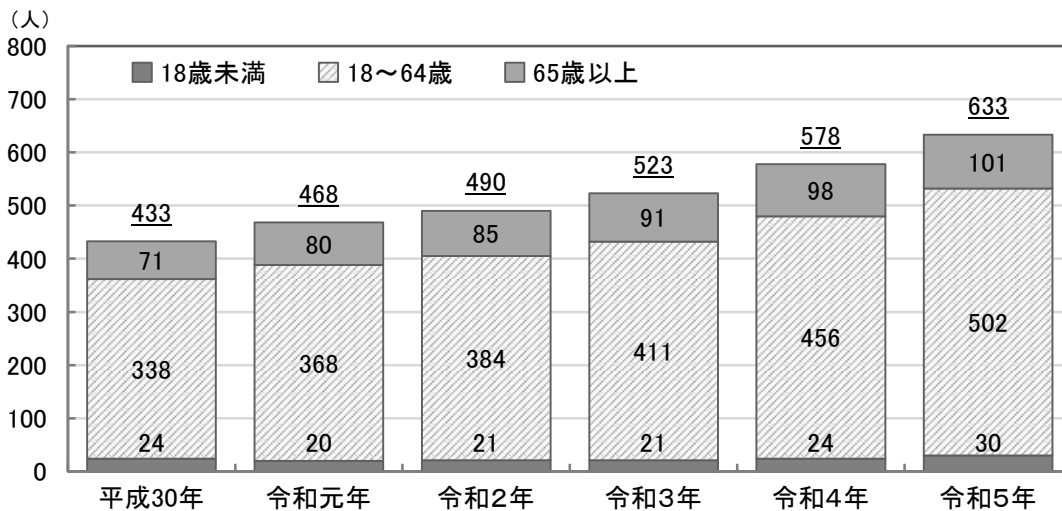
資料：福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で633人となっています。年齢別では平成30年以降、18歳以上で増加傾向となっています。

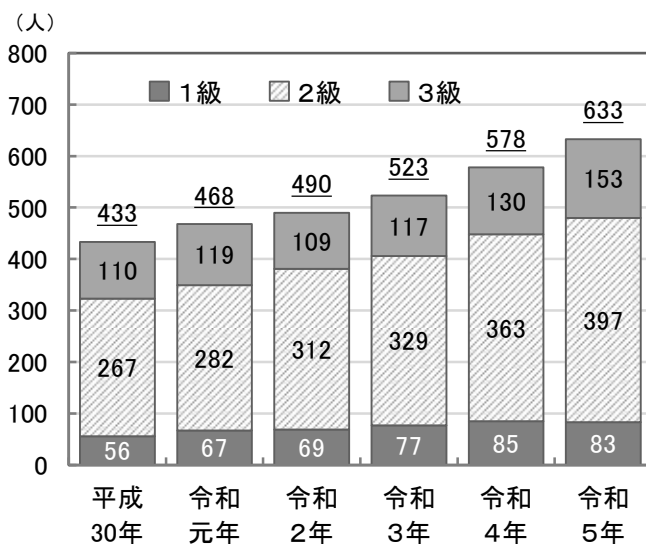
また、令和5年4月1日現在の手帳所持者について、等級別では2級が62.7%と最も高く、次いで3級が24.2%、1級が13.1%となっています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

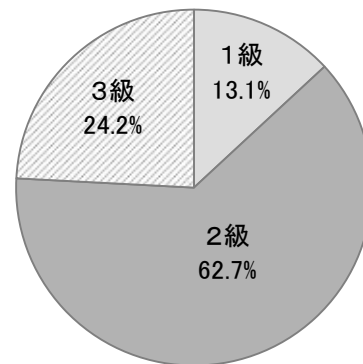


資料：福祉課

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移
（各年4月1日現在）



■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の割合
（令和5年4月1日現在）



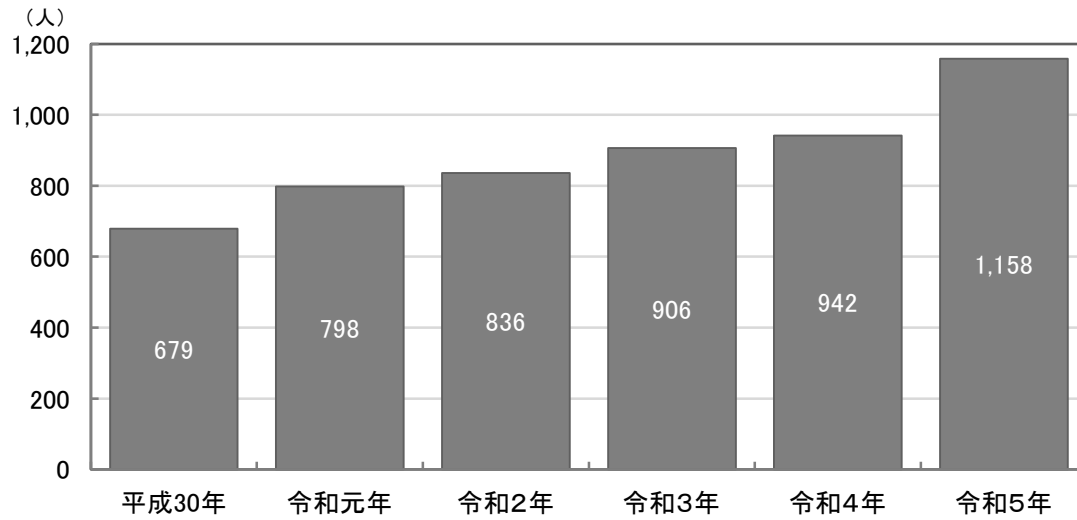
精神障害者保健福祉手帳所持者 633人

資料：福祉課

(5) 自立支援医療※（精神通院）受給者証

自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で1,158人となっています。

■自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：福祉課

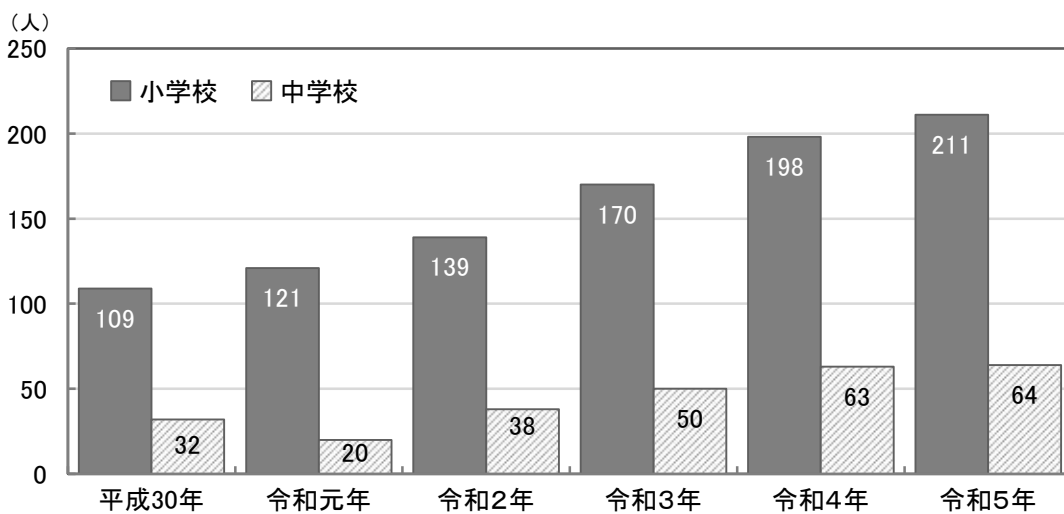
(6) 特別支援学校等

小学校の特別支援学級の児童は平成30年以降増加しており、令和5年4月現在で211人と、平成30年の約2倍となっています。

また、中学校の特別支援学級の生徒は令和2年以降増加しており、令和5年4月現在で64人となっています。

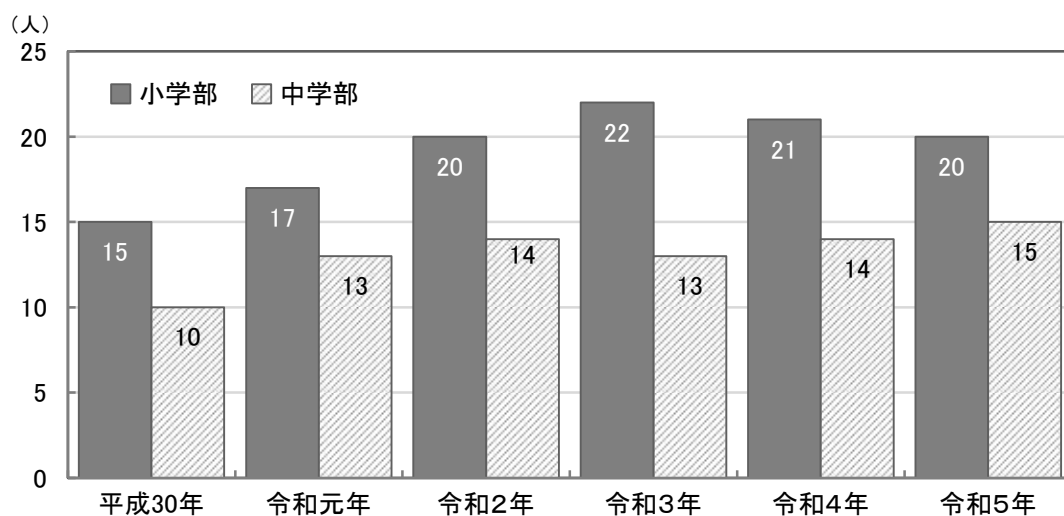
特別支援学校は市内にはないため、対象児童・生徒は市外に通っています。令和5年現在で小学部が20人、中学部が15人となっており、平成30年以降増減を繰り返しつつ、微増傾向となっています。

■特別支援学級（小学校・中学校）の児童・生徒数の推移（各年4月現在）



資料：学校教育課

■特別支援学校（小学部・中学部）の児童・生徒数の推移（各年4月現在）

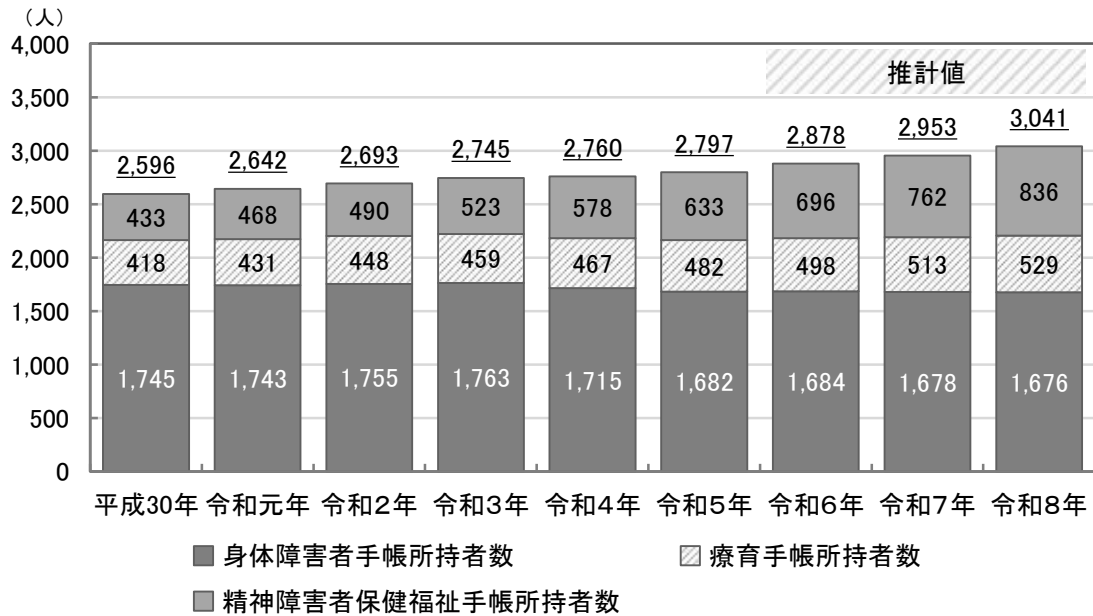


資料：学校教育課

3 障がいのある人の推計

障がいのある人の推計は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の手帳所持者が増加していくことが予想されます。

■障がいのある人の推計



※算出方法：直近実績の出現率の伸び率が継続すると仮定して、各推計年の出現率を算出。

4 福祉に関するアンケート調査 結果まとめ

(1) 調査の方法と配布回収数

本計画の策定にあたって、障がい者施策に関する現状及びニーズを把握するため、障がい者福祉に関するアンケートを行いました。

■調査の方法

調査地域	常滑市全域
調査対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
調査期間	令和5年9月8日（金）～9月25日（月）
調査方法	郵送配布・回収

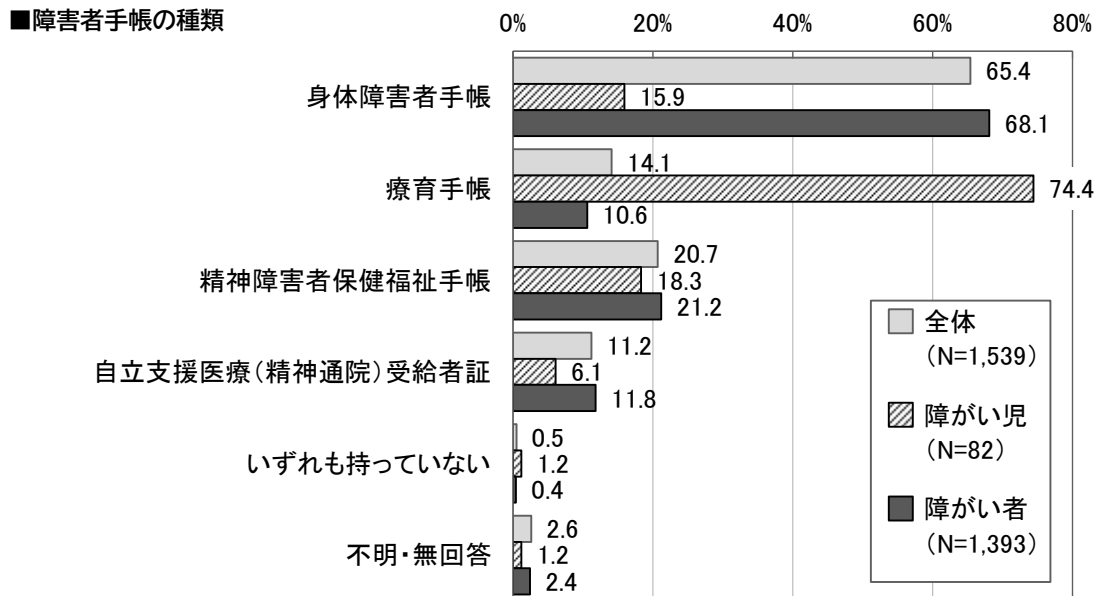
■配布回収数

	配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (=B/A)
調査対象者	2,599 件	1,539 件	59.2%
うち 18 歳未満 (障がいのある児童)	178 件	82 件	46.1%
うち 18 歳以上 (障がいのある人)	2,421 件	1,393 件	57.5%
うち不明・無回答		64 件	

(2) 主な調査結果

① 回答者について

○障害者手帳の種類についてみると、身体障がいのある人が 65.4%、精神障がいのある人が 20.7%、知的障がいのある人が 14.1%となっています。



○障がいのある人は 1,393 人、障がいのある児童は 82 人となっています。

○回答者の年齢は、「80 歳以上」が 24.2%と最も高く、次いで「70 歳代」が 20.3%、「60 歳代」が 12.4%となっています。

○障がい種別では、身体障がいのある人で「80 歳以上」が 34.4%、知的障がいのある方で「18 歳未満」が 28.1%、精神障がいのある人で「50 歳代」が 24.8%とそれぞれ最も高くなっています。

○重症心身障がい※に該当する人は 13.4%となっており、身体障がいのある人の中では 35.8%と高くなっています。

○難病指定を受けている人は全体の 6.2%で、身体障がいのある人の中では 8.3%となっています。

○発達障がい※と診断されたことがある人は全体の 13.2%で、知的障がいのある人の中では 50.2%となっています。

○強度行動障がい※と言われたことがある人は全体の 3.0%で、知的障がいのある人の中では 8.3%、精神障がいのある人の中では 7.8%となっています。

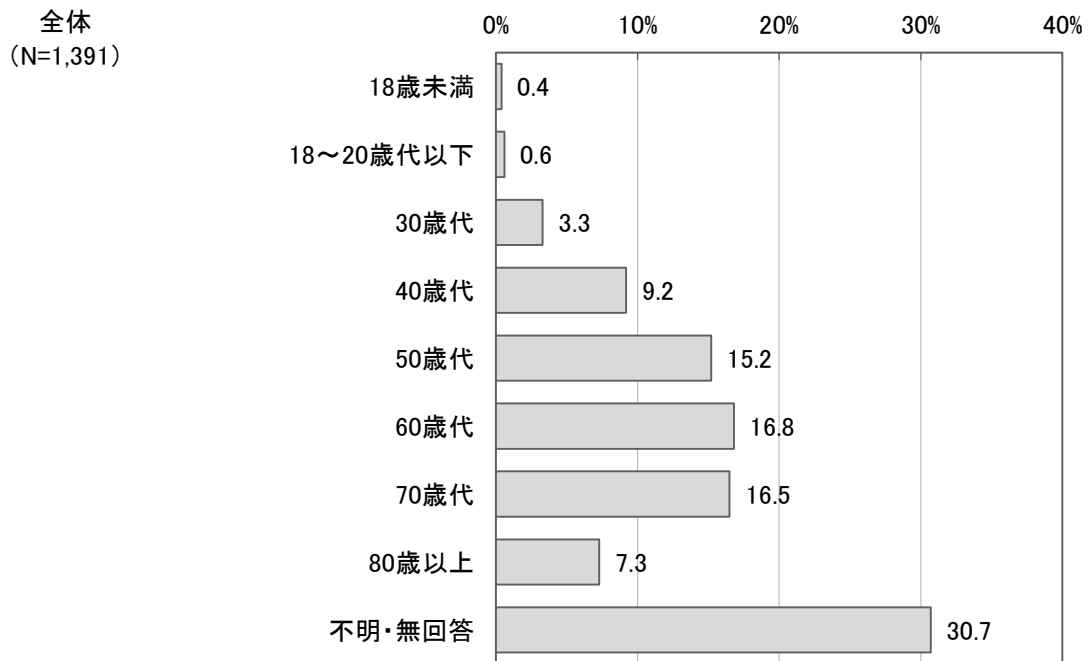
○高次脳機能障がい※と診断されたことがある人は、全体の 3.8%で、身体障がいのある人の中では 4.9%となっています。

○医療的ケアを受けている人は全体の 30.2%で、身体障がいのある人の中では 33.2%、精神障がいのある人の中では 33.5%となっています。

② 住まいや暮らしについて

- 現在、一人で暮らしている人は14.5%、「福祉施設やグループホーム※」で暮らしている人は6.2%となっています。
- 暮らしている住まいの形態は「一戸建て住宅」が77.4%と最も高く、次いで「アパート・マンション」が8.5%、「公営住宅」が3.1%となっています。知的障がいのある人で「グループホーム」が9.7%となっています。
- 今後の暮らし方の意向は、「今のまま生活したい」が76.1%となっています。
- 主な介助者である家族・親戚の年齢は、「60歳代」が16.8%と最も高く、次いで「70歳代」が16.5%、「50歳代」が15.2%となっています。

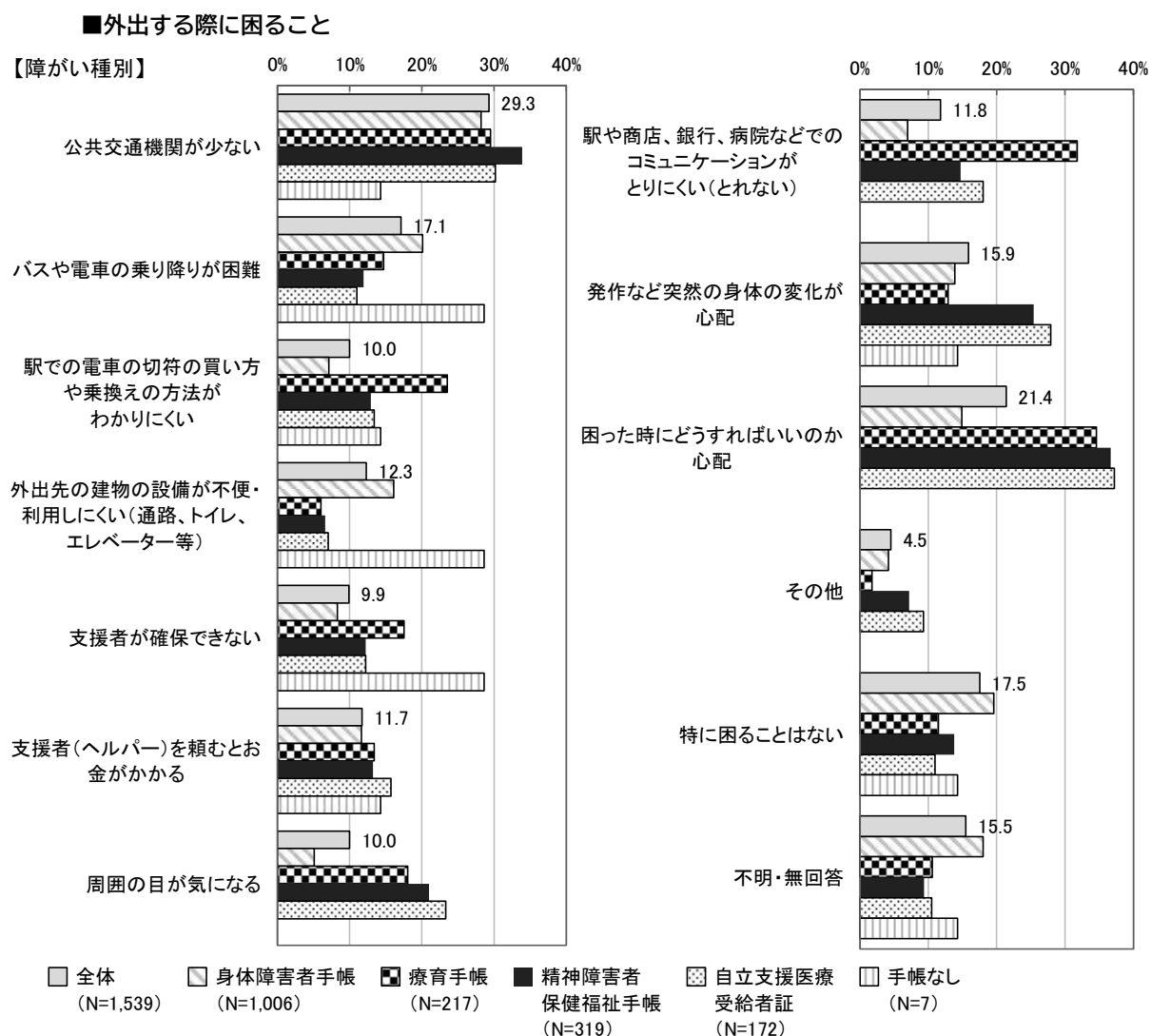
■支援（介助）者の年齢



- 今後も支援(介助)できる可能性について「あと何年、支援できるかわからない」が31.5%となっています。

③ 日中（平日）の過ごし方・外出について

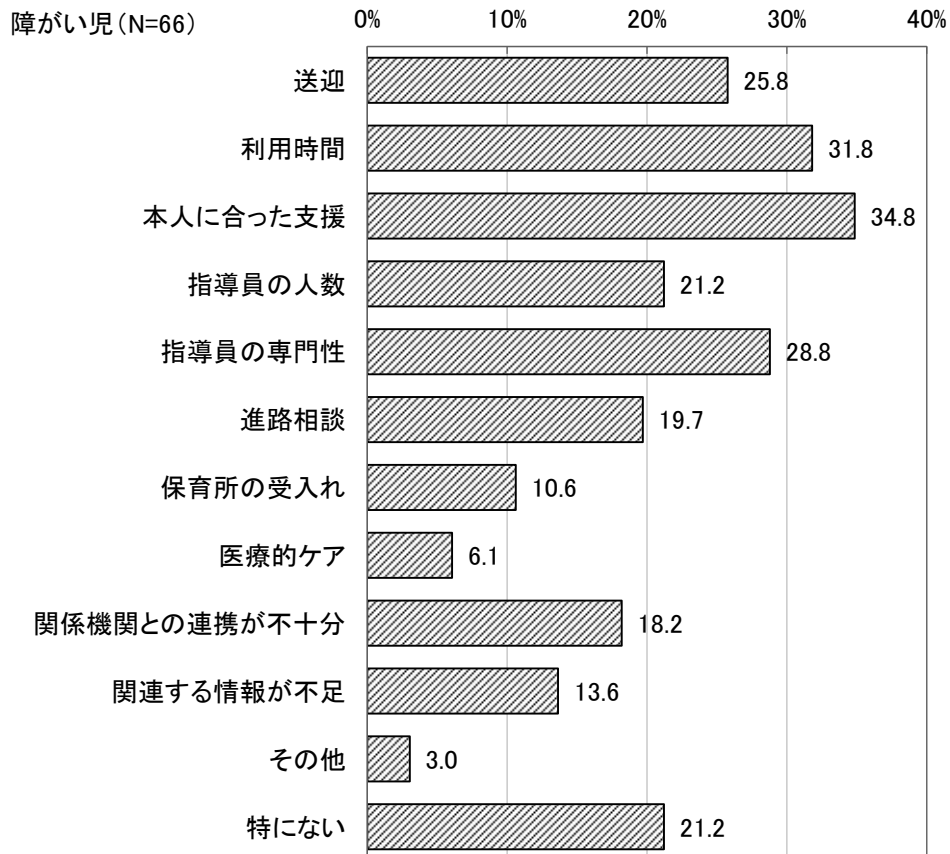
- 現在の過ごし方について、「自宅で過ごす」が 67.4%と最も高く、次いで、「買い物」「散歩」「友人・知人との交流」がいずれも 30%を超えて高くなっています。
- 今後希望する過ごし方については、現在の過ごし方と比較すると、差が大きいほど、希望する過ごし方の潜在的ニーズが大きいと想定することができます。最も差が大きい項目は「サークルなどのグループ活動（同じ趣味を持つ人たちの集まり）」で 7.4 ポイント、「会社勤めや自営業、内職、家業などで収入を得る仕事」で 6.1 ポイントとなっています。また、現在の過ごし方が、今後希望する過ごし方より高くなっている項目については、「自宅で過ごす」で -8.5 ポイントとなっており、本来は自宅以外で過ごしたいが、様々な要因により、やむなく自宅で過ごしていると想定されます。
- 外出する時の交通手段についてみると、「自家用車（家族運転）」が 50.8%と最も高く、次いで「自家用車（本人運転）」が 39.5%、「徒歩」が 35.3%となっています。
- 外出する際に困ることは、「公共交通機関が少ない」が 29.3%と最も高くなっています。また知的障がいのある人、精神障がいのある人で「困った時にどうすればいいの心配」の回答割合が高くなっています。



④ 療育・教育について

○障がいのある児童の療育（障害児通所施設等）で困っている（困っていた）ことは、「本人に合った支援」が34.8%と最も高く、次いで「利用時間」が31.8%、「指導員の専門性」が28.8%となっています。

■障がい児の療育で困っていること



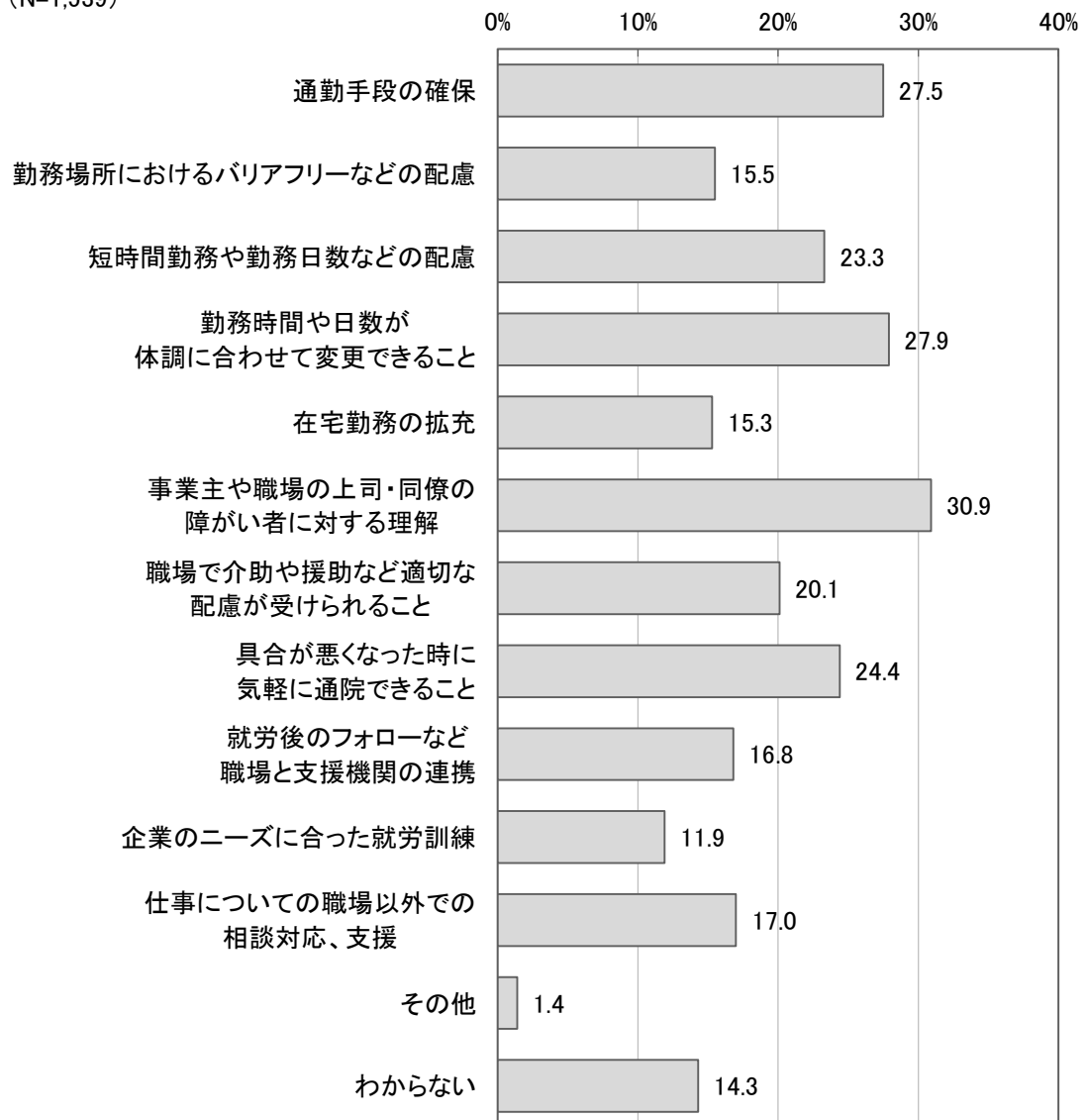
○障がいのある児童の学校教育終了後の進路を考えるにあたっての不安についてみると、「障がいの特性に応じた作業所などに入所できるかどうかの不安」が57.5%と最も高く、次いで「障害者就業・生活支援センター※を通じて就労できるかどうかの不安」が56.2%、「民間企業（会社など）に就職することへの不安」が52.1%となっています。

⑤ 仕事（就労）について

- 就労の状況や形態は、「現在は仕事をしていない」が51.1%と最も高く、次いで「一般企業（会社など）」が18.0%、「就労継続支援※B型（福祉的作業所）」が6.2%となっています。仕事をしていない理由についてみると、「働きたいけど働けない」が31.0%と最も高く、現在就労していない人の就労への意欲が高いことがうかがえます。
- 現在求職中の方で希望する就労の形態では、「パート・臨時雇用（派遣社員を含む）」、「常勤（正社員・正職員）」が高くなっています。
- 障がいのある人の就労支援として必要なことは、「事業主や職場の上司・同僚の障がい者に対する理解」が30.9%と最も高く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が27.9%、「通勤手段の確保」が27.5%となっています。

■障がい者の就労支援として必要なこと

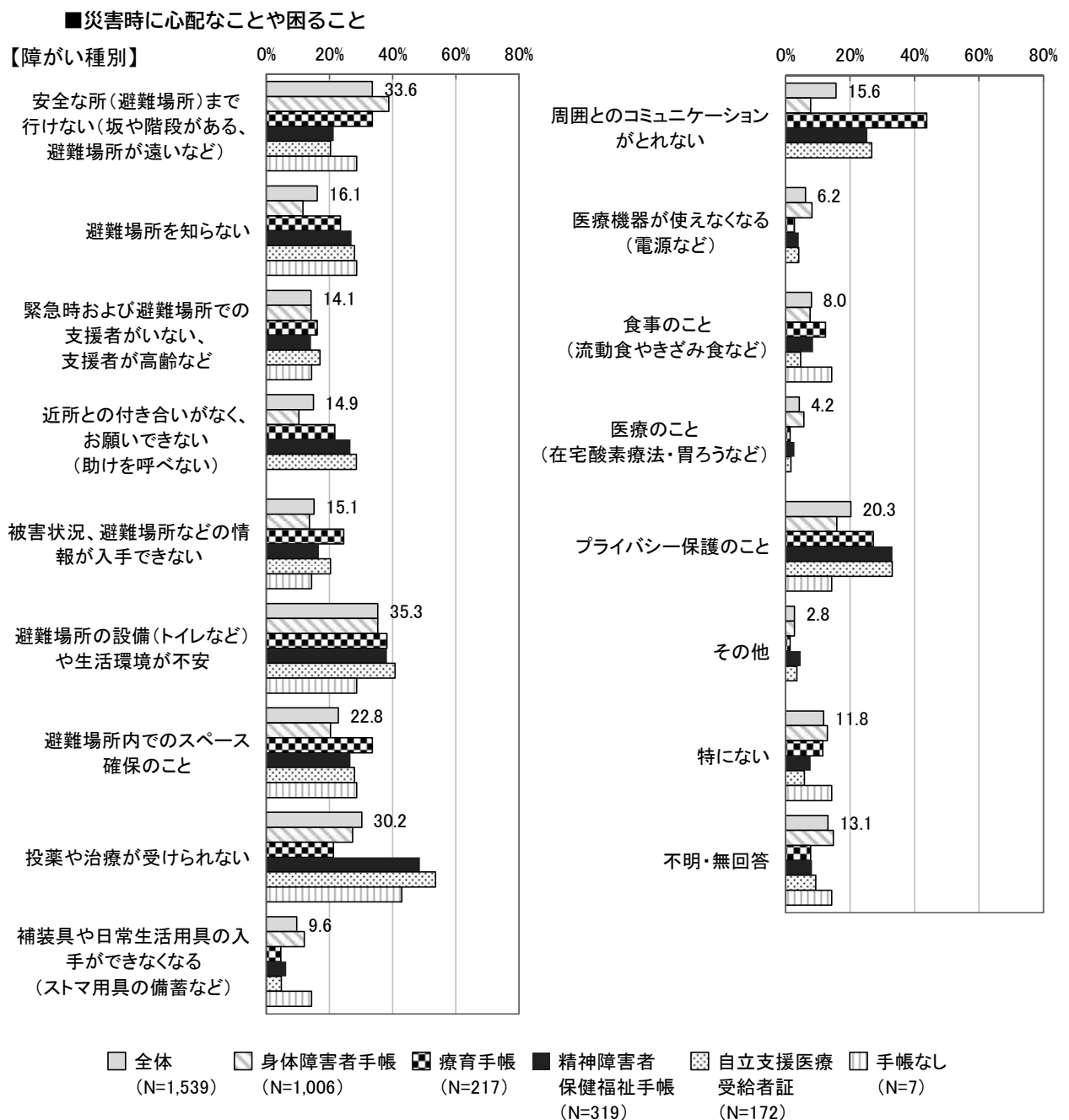
全体
(N=1,539)



⑥ 災害発生時などについて

○災害時に一人で避難が「できる」と回答した人は、38.6%にとどまっており、特に知的障がいのある人では「できない」が54.4%と他の種別より高くなっています。「できない」と回答した人のうち、「助けてくれる人はいない」が7.7%となっています。

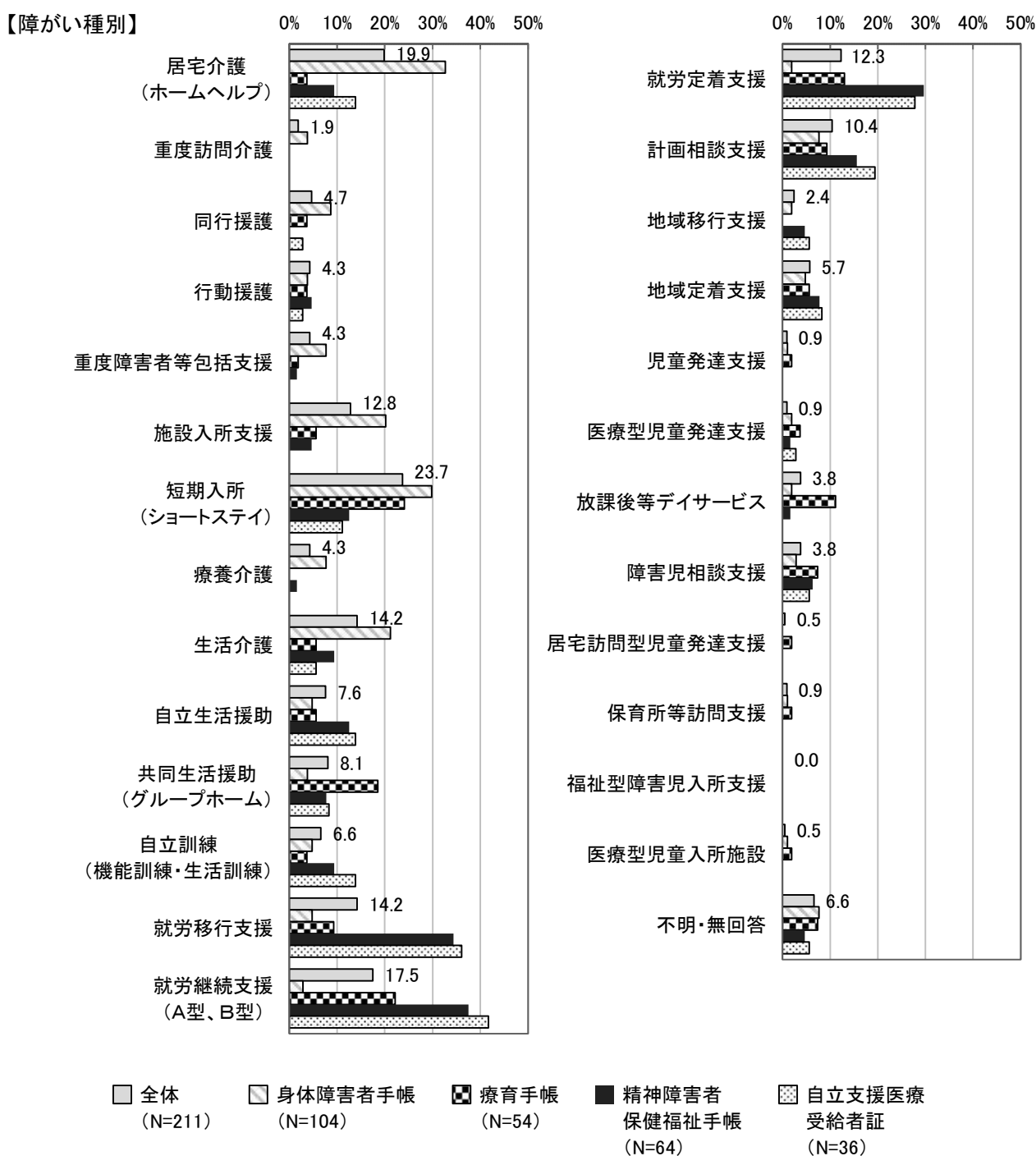
○地震などの災害時の心配なことや困ることは、身体障がいのある人で「安全な所（避難場所）まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、知的障がいのある人で「周囲とのコミュニケーションがとれない」、精神障がいのある人で「投薬や治療が受けられない」が高くなっています。



⑦ 福祉サービスについて

○現在利用している障害福祉サービスは、「就労継続支援（A型、B型）」が17.4%と最も高く、次いで「計画相談支援※」が12.9%、「生活介護※」が11.0%となっています。
 ○現在利用していないサービスで、今後3年以内に新たに利用したいサービスでは、身体障がいのある人で「居宅介護（ホームヘルプ）※」「短期入所（ショートステイ）※」、知的障がいのある人で「短期入所（ショートステイ）」「就労継続支援（A型、B型）」、精神障がいのある人で「就労継続支援（A型、B型）」「就労移行支援※」が高くなっています。

■ 3年以内に新たに利用したいサービス

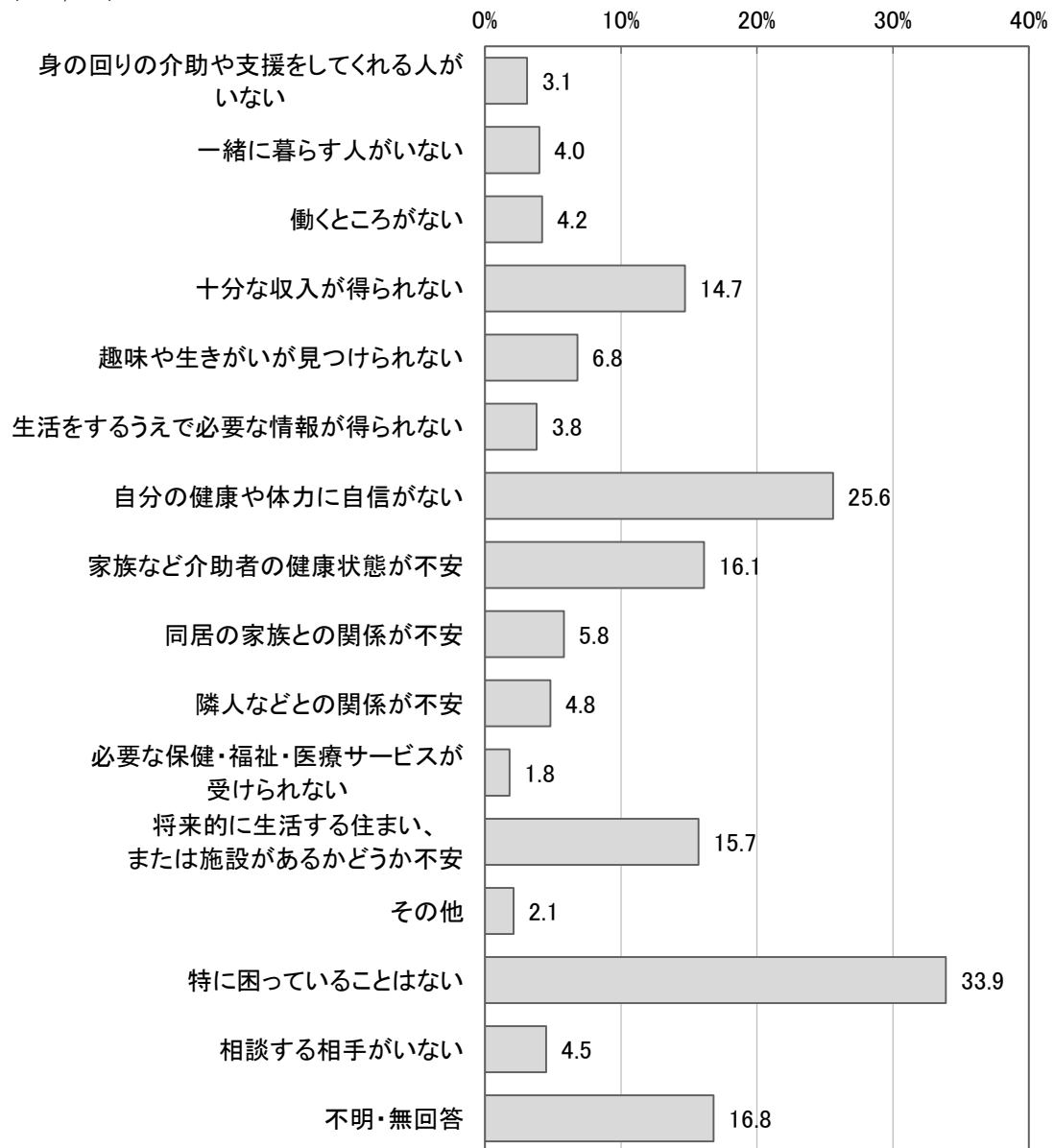


⑧ 相談相手について

○現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）は、「特に困っていることはない」を除くと「自分の健康や体力に自信がない」が 25.6%、「家族など介助者の健康状態が不安」が 16.1%と高くなっています。

■現在の生活で不安なこと(誰かに相談したいこと)

全体
(N=1,539)



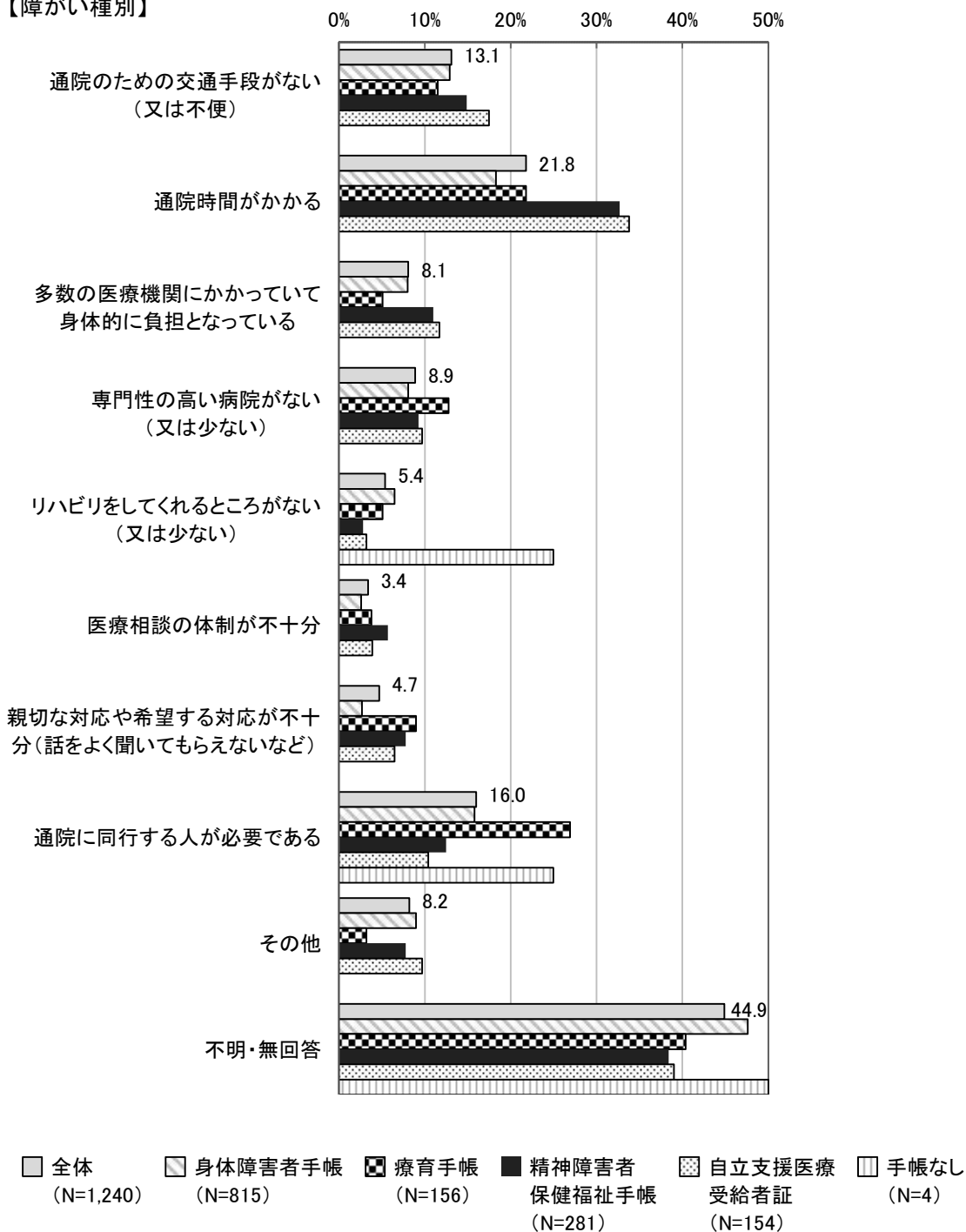
○現在の障がい者支援に関する相談体制への不満については、障がいのある児童で「相談窓口が少ない」「相談支援専門員が少ない」「相談しても解決されない」が障がいのある人と比較して特に高くなっています。

⑨ 医療について

○通院していて、または通院しようとして困っていることについてみると、「通院時間がかかる」が21.8%と最も高く、特に精神障がいのある人で高くなっています。知的障がいのある人で「通院に同行する人が必要である」が高くなっています。

■通院で困っていること

【障がい種別】

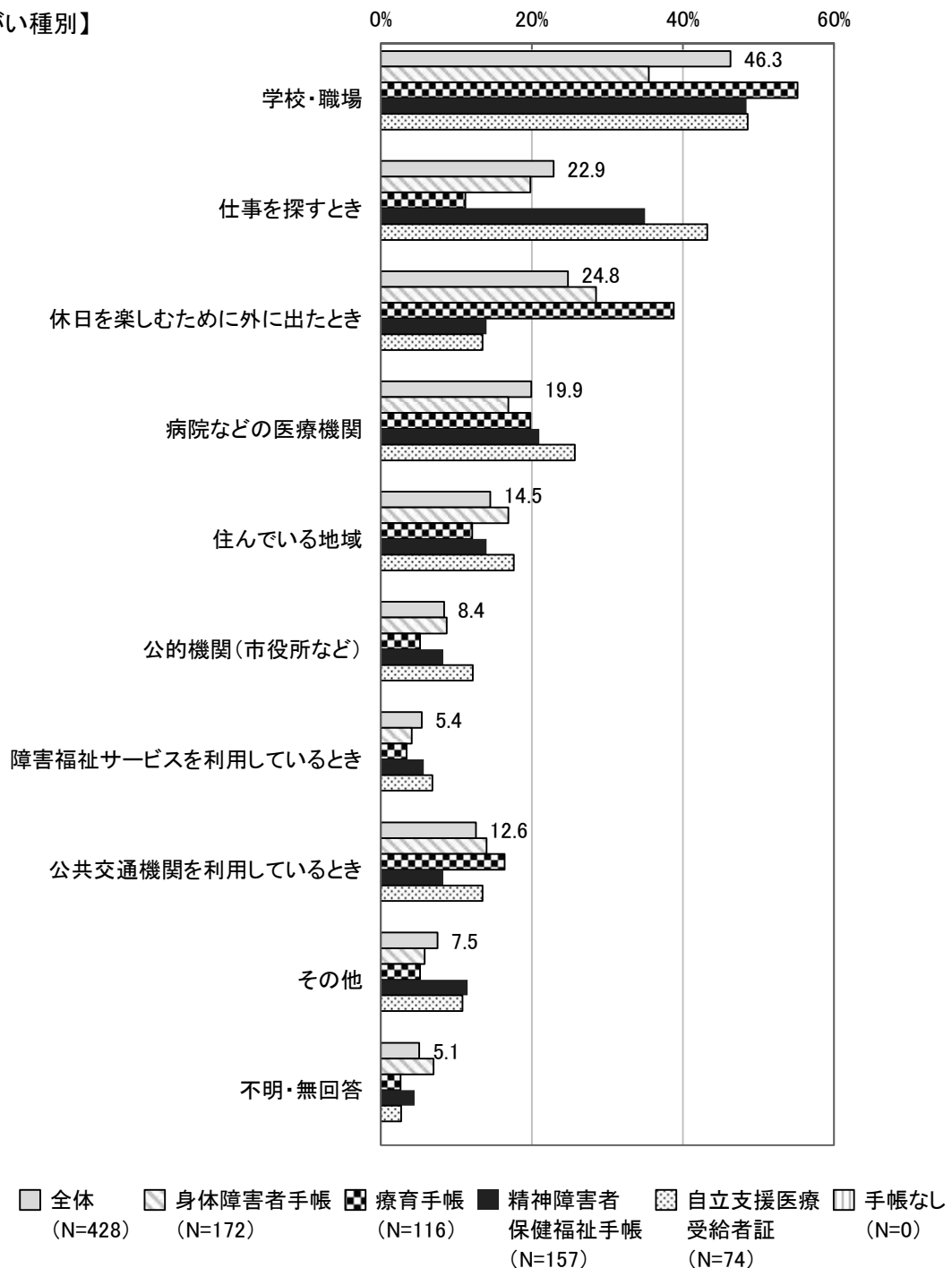


⑩ 障がい者に対する理解や障がい者の権利擁護について

○障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことについてみると、「ある」が27.8%となっています。その場所については、「学校・職場」が46.3%と最も高くなっています。精神障がいのある人では、「仕事を探すとき」が他の障がい種別と比較して高くなっています。

■差別や嫌な思いをした場所

【障がい種別】



(3) 調査結果のまとめ

①障がいの理解

障がいのある人が差別や嫌な思いを受けた場所は、学校・職場・地域等、多岐にわたっています。また、通所先や学校で求められること、就労支援として必要なことは、当事者のことや障がいについて理解した上での関わりや支援であり、障がいや障がいのある人、障がいのある児童への理解の促進が求められています。

障がいへの理解を促進するためには、様々な場所で効果的な広報・啓発を実施することが重要であると考えられます。

②日常生活の支援

障がいのある人や障がいのある児童の普段の暮らしについて、現在の過ごし方と希望する過ごし方に差があり、希望する過ごし方ができていない方が見られます。また、現在はひとり暮らしの方やグループホームで暮らしている方はあまり見られませんが、主な介助者の年齢から、いわゆる「親亡き後」等も見据え、自立した生活を送ることができる支援が必要であると考えられます。相談したい内容についても、将来の不安に関する事柄があげられており、内容に応じた相談支援体制の充実も重要であると考えられます。

障害福祉サービスについては短期入所（ショートステイ）、居宅介護でニーズがあることがうかがえます。在宅での生活を続けていくため、本人だけでなく介助する家族も含めて支援していく必要があります。また、グループホーム等の特定のサービスでは今後、利用量の増加が推測されます。

③雇用・就労

障がいのある人の中には、現在「働きたいけど働けない」という就労意欲のある未就労者が多く、また、現在休職中の方でも正社員やパート等の就労形態を今後希望する方が多くなっているため、一般就労や復職に向けての支援が必要であると考えられます。

また、障がいのある人の就労支援で必要なことについて、主に職場からの理解や職場での適切な配慮の提供があげられます。職場での理解は、障がいのある人が安定的・長期的に就労するために重要であり、職場への周知・啓発や、雇用者と被雇用者双方への支援が必要であると考えられます。

④保健・医療

健康維持・増進のためには、生活習慣の見直しや生活習慣病の早期発見のための健診が重要となります。また、重症化を防ぐためには適切な医療やリハビリが重要となります。知的障がいのある人では、医療機関にかかっていない人の割合が高く、健康維持や改善に工夫が必要とされていることがうかがえます。また、障がいのある児童では病院の専門性に対する要望が高くなっています。さらに、精神障がいのある人では、災害からの避難の際、投薬や治療が受けられないことを不安視しています。平時から緊急時まで、医療支援の確保や連携体制が重要になっています。

⑤療育・教育

障がいのある人が通所・通学時に困ったことでは、指導体制・環境があげられており、障がいのある児童の希望や状態に沿った、適切な支援の提供が求められています。また、障がいのある児童やその保護者は学校教育終了後の、本人の将来(=生活を形成する就労や就業)について不安を抱えています。

また、障がいのある児童やその保護者からは相談窓口、人員の不足の指摘や支援体制の充実を求める声が多くなっており、今後それらの充実が必要な支援であると考えられます。

⑥環境の整備

常滑市内では、一戸建てに家族と住んでいる障がいのある人が多く、また、日中は自宅で過ごす方の中には、自宅の外で過ごすことを希望する声もありますが、公共交通機関を利用するのに不便な環境が原因で外出しにくいという声もあり、改善が求められています。

また、災害等の緊急時には避難場所の環境への不安が多くあげられており、安全・安心な生活環境を提供できる仕組みや体制づくりが必要と考えられます。

⑦障がいのある人の社会参加や障がいの有無にかかわらない交流

障がいのある人の社会参加は、当事者の心身の健康にとっても重要であると考えられます。今後希望する過ごし方において、サークルなどのグループ活動や、就労や自立に向けた訓練などへの参加を希望する声が多いため、生活環境等のハード面からだけでなく、意思疎通の方法等のソフト面からも社会参加を促進する支援が重要と考えられます。

5 前回計画の進捗状況

基本目標1 障がい福祉への理解の促進

○手話によるコミュニケーション支援

- ・本市では、平成30年12月に「常滑市あなたとわたしの心をつなぐ手話言語条例」を制定しました。この条例は、手話は言語であるとの認識のもと、手話への理解と普及促進を通じて、市民一人ひとりが多様性を認め合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すものです。

基本目標2 福祉サービスの充実

○在宅生活への支援の充実

- ・令和2年7月から市内に短期入所事業所が開所したことに伴い、短期入所の利用者が大幅に増加しました。
- ・令和3年3月に面的整備により地域生活支援拠点等^{*}の体制を整備しました。
- ・障がいのある人が安定して日常生活を送ることができるよう、日常生活用具^{*}の対象種目を追加しています。

○住まいの場の整備

- ・市内に現在グループホームは8施設ありますが、3施設は民間企業が運営しているグループホームで、令和元年度、令和2年度、令和4年度にそれぞれ開所しています。
- ・令和4年6月から日中サービス支援型グループホームが開所したことに伴い、共同生活援助の利用者が増加しています。

○相談支援体制の充実

- ・令和2年度より基幹相談支援センターを設置し、社会福祉協議会にて委託運営しています。基幹相談支援センターでは、総合的・専門的な相談支援を実施しています。

○障がいのある人の権利を守る仕組みづくり

- ・障がい者の虐待防止・早期対応のためのネットワークを強化するため、令和4年1月に「常滑市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会」を設置し、年1回協議会を開催しています。
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、虐待防止のさらなる推進のため、従業者への研修の実施が令和4年4月より義務化されたことに伴い、とこなめ障がい者基幹相談支援センターと協働し、事業所に対し障がい者虐待防止研修を令和3年度より実施しています。

基本目標3 就労の場づくりの促進

○福祉的就労の場の充実

- ・就労系サービスの利用者が年々増加していますが、市内に就労移行支援や就労継続支援A型の事業所がないことが課題となっています。

○多様な就労の促進

- ・令和4年度より農福連携*推進事業を開始し、障がいのある人を雇用している農業者や福祉事業者等が新しい品目の生産・加工等を行うことによって、障がいのある人の働く場を確保する事業に要する経費について補助金を交付しています。

基本目標4 保健・医療の充実

○保健・医療サービスの充実

- ・新型コロナウイルスワクチン接種について、障がい者の通所施設にて巡回接種を実施しました。

基本目標5 障がいのある児童への支援の充実

○障がいのある児童の療育体制の整備

- ・障がい児の保護者への支援として、令和4年度より主に未就学児を対象としたペアレントトレーニング*、ペアレントプログラムを実施しました。

○児童福祉サービスの充実

- ・医療的ケア児*コーディネーターを基幹相談支援センターで2名、保健師で2名配置し、定期的に関係機関で連絡会を開き、適切な支援につなげられるよう医療的ケア児等の情報を共有しています。
- ・令和3年度より放課後等デイサービス*について、必要な人に必要な療育が届くよう就学を控えた年長児に対して説明会を開催しました。

基本目標6 安全に暮らせる環境整備

○防災・災害時対策の推進

- ・地域の自治会長等の集まりの場において、避難行動要支援者名簿や個別支援計画の制度の周知を図りました。

基本目標7 地域活動や社会参加の促進

○社会参加と交流の促進

- ・令和元年度より手話通訳者等公用派遣事業を開始し、市が主催する講演・説明会等に手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。
- ・平成27年4月から市の窓口サービスの利用のために毎週水曜日の午前中に手話通訳者を福祉課窓口へ設置していますが、平成31年4月から毎週月曜日の午後にも手話通訳者を設置しました。

○地域福祉活動の推進

- ・「障がい者サポーター研修会」の実施に向けて準備を進め、令和3年度に障がい者サポーター制度実施要綱を作成し、令和4年度にサポーターグッズを作成しました。

第3章 計画の目標

1 基本理念

「障がいの有無にかかわらず、誰もが相互の人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の考え方にに基づき、第4次常滑市障がい者基本計画の基本理念を「障がいのある人が安心して暮らせるまち 常滑」とし、障がい福祉施策を推進してきました。

本計画においては、この基本理念を継承しつつ、国の動きや本市の最上位計画である総合計画を踏まえ、次のような基本理念を定めます。

誰もが 共に生き 支え合い
安心して暮らせるまち 常滑

2 計画の基本目標

基本目標1 障がい福祉への理解の促進【啓発・広報】

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし、助け合える地域社会づくりに向けた啓発や広報を推進します。

基本目標2 福祉サービスの充実【生活支援】

地域での暮らしを支える各種支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供や総合的な相談支援体制の確保などを図り、障がいのある人とその家族の暮らしを支援します。

基本目標3 就労の場づくりの促進【雇用・就業】

障がいのある人の適性と能力に応じて、福祉的就労や一般就労の機会の確保を図ります。

基本目標4 保健・医療の充実【保健・医療】

障がいの予防・軽減を図るための保健・医療サービスの充実を図るとともに、総合的なこころの健康づくりを推進します。

基本目標5 障がいのある児童への支援の充実【療育・育成】

障がいの早期発見・早期療育を進めるとともに、障がいのある児童の能力と可能性を伸ばす保育・教育環境の整備を進めます。

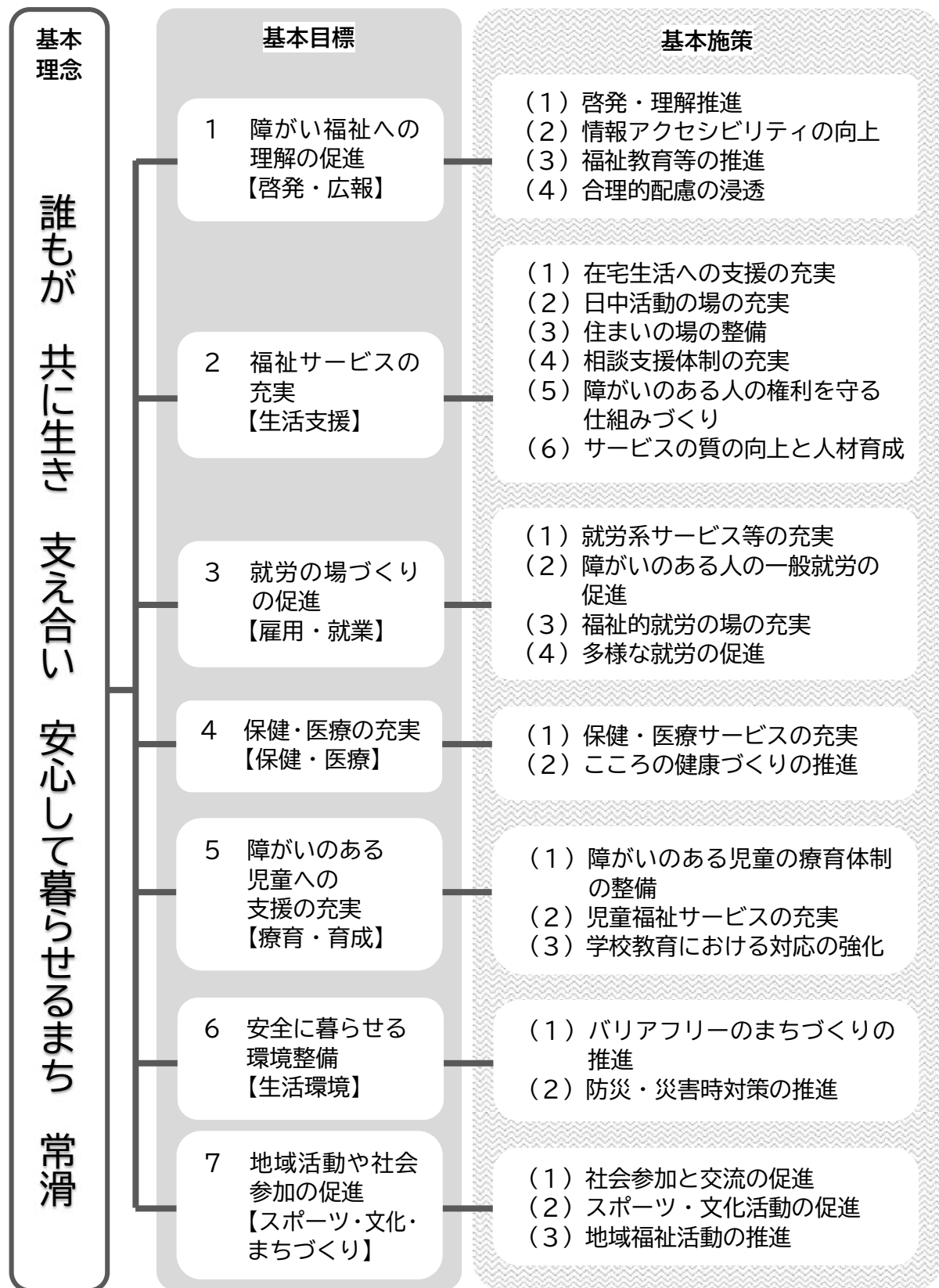
基本目標6 安全に暮らせる環境整備【生活環境】

まちづくり全体においてバリアフリー※を推進するとともに、地域ぐるみの防災対策により安全・安心な環境づくりを進めます。

基本目標7 地域活動や社会参加の促進【スポーツ・文化・まちづくり】

障がいのある人があらゆる分野の活動に参加できるよう支援するとともに、障がいのある人の生活を豊かにするスポーツ、生涯学習や文化芸術活動、地域交流活動等の推進に努めます。

3 施策の体系



第4章 施策の推進

基本目標1 障がい福祉への理解の促進【啓発・広報】

【現状・課題】

- 現在、わが国ではすべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う共生社会の実現を目指しています。本市においてもこの考えに基づき、身近な地域の中で互いに助け合い、支え合いながらともに生きることができる社会づくりを進めていく必要があります。
- 令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が成立し、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としています。本市においても、多様な情報発信方法により、誰もが必要な情報を受け取れるよう取組を進めていく必要があります。
- 本市では、「障害者週間[※]」を活用した啓発活動や広報・ホームページ等への啓発記事の掲載、団体活動の支援等を通じ、障がいや障がいのある人の理解を促進するための取組を推進しています。特に精神障がいや発達障がい、内部障がいなどは周囲からわかりにくいため、障がい特性などについての正しい知識を普及していく必要があります。
- 令和6年4月より「障害者差別解消法」が改正され、事業所において、障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。企業に対して合理的配慮についての理解を進めることが重要です。
- アンケートによると、障がいがあることで、差別や嫌な思いをした経験のある人の割合が27.8%となっています。特に、その割合は知的障がいのある人で高くなっています。また、差別や嫌な思いをした経験のある人が差別等を受けた場所は「学校・職場」が最も高くなっています。また、知的障がいのある人では「休日を楽しむために外に出たとき」が、精神障がいのある人では「仕事を探すとき」で他の障がい種別と比較して高く様々な分野で幅広い啓発や支援の輪を広げていくことが求められています。
- 本市が発信する情報等に関しては、合理的配慮の提供の観点から、誰もが必要とする情報を簡単に入手でき、利用できることが重要です。本市では、平成30年12月に「常滑市あなたとわたしの心をつなぐ手話言語条例」を制定しています。聴覚障がいをはじめ様々な障がいのある人が必要な情報を取得できる暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

(1) 啓発・理解促進

障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の考え方についての普及を図るとともに、障がい及び障がいのある人に関する理解を促進するため、幅広い市民の参加による啓発活動に努めます。

取組【実施主体】	内容
広報などによる啓発活動の推進【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やパンフレット、ホームページ等の多様な媒体を活用するとともに、各活動行事の開催を通じ、障がいのある人への理解の啓発に努めます。 ・ 障がい理解などを進める団体活動等を支援します。
障害者週間等の啓発【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者週間」(12月3日～12月9日)において、市広報等を通じて障がい理解の浸透を図ります。
精神障がいや発達障がい等の理解の普及【市、県、事業所】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障がいに関する理解を深めるため、地域での関連行事を開催し、普及啓発に努めます。 ・ 精神障がいや発達障がい、内部障がいなどの見た目にはわかりにくい障がいや、特性が理解されにくい障がいについて、広報やホームページ、掲示物等を通じて周知を図ります。

(2) 情報アクセシビリティの向上

市が発信する広報紙やホームページ等において、障がいの有無にかかわらず、誰もが情報を取得しやすいよう、多様な媒体による情報発信を行います。

取組【実施主体】	内容
視覚障がいのある人への情報提供【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声や、パソコンでの点字翻訳による情報提供を進めるとともに、SPコード*を利用したパンフレットの普及、市広報を定期的に届ける「声の広報」の充実に努めます。 ・ 文字を容易に読むことができる日常生活用具「拡大読書器」等の普及に努めます。
聴覚障がいのある人への情報提供【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳、要約筆記やインターネット、携帯電話によるメールなどを活用した情報提供を進めます。
福祉情報の提供【市・社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会と連携し、広報やホームページ等を活用して地域の福祉サービスや制度改正等の情報提供に努めます。

取組【実施主体】	内容
誰もが情報取得しやすい環境の整備【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・市が発行する広報やパンフレット、ホームページ等において、文字の大きさやフォント、色彩などに配慮し、障がいの有無にかかわらず、誰にとってもわかりやすい情報の提供に努めます。 ★障がいの特性に応じたICT*機器の利用機会の拡大や活用の促進に努めます。
手話によるコミュニケーション支援【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・「常滑市あなたとわたしの心をつなぐ手話言語条例」に基づき、地域において手話が利用しやすい環境を構築します。 ★市が主催する講演・説明会等に手話通訳者・要約筆記者を派遣する「手話通訳者等公用派遣事業」を実施します。

★：第4次常滑市障がい者基本計画に掲げていない取組です。

(3) 福祉教育等の推進

市民や児童生徒に対して、福祉教育等の機会を提供します。

取組【実施主体】	内容
小学校・中学校における福祉教育の推進【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校において、児童生徒の発達の段階に応じた障がいや福祉についての理解を深める教育を行います。
市民への福祉学習機会の提供【市・社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい理解に関する講座や障がい者スポーツの体験会を実施します。

(4) 合理的配慮の浸透

「障害者差別解消法」に基づき、市役所において適切な対応をするとともに、市民や市内企業への合理的配慮の周知・啓発を行います。

取組【実施主体】	内容
市役所における対応要領の整備【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者差別解消法」に基づき、市が制定した「職員対応要領」により適切な対応を行います。
市民や市内企業等への周知・啓発【市・民間企業等】	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の様々な場面において不当な差別的取扱い*や合理的配慮の不提供等が行われないよう、市民や市内企業等へ啓発を行います。

基本目標2 福祉サービスの充実【生活支援】

【現状・課題】

- 障がいのある人の地域生活や就労の支援の強化を進めるため、令和4年に「障害者総合支援法」が改正され、障害福祉サービス等の拡充が図られています。
- 本市には、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス等の提供事業所は、訪問系サービスで1事業所、日中活動系サービスで10事業所、居住系サービスで4事業所あります（令和6年2月末現在）。なお、令和2年7月から短期入所事業所、令和4年6月から日中サービス支援型グループホームが開所されています。
- 本市の障がいのある人は増加傾向にあり、障害福祉サービスの利用者は増加する一方で、相談員の不足が課題となっています。
- アンケートの利用意向では、今後3年以内に新たに利用したいサービスで、身体障がいのある人で「居宅介護」「短期入所」、知的障がいのある人で「短期入所」「就労継続支援（A型、B型）」、精神障がいのある人で「就労継続支援（A型、B型）」「就労移行支援」「就労定着支援」が高くなっており、サービスの充実が求められています。
- アンケートによると、家族と同居し、一戸建て住宅にて暮らしている人の割合が最も高くなっています。今後の生活も、今のまま生活したい方が最も高く、希望する暮らしを送るための支援としては「経済的な負担の軽減」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が高くなっており、在宅で生活を続けていくための支援を充実していく必要があります。
- アンケートによると、障がいのある人を中心的に手助けしている人の年齢が「60代」「70代」と高齢の方が多くなっています。また、今後の継続的な支援については「あと何年、支援できるかわからない」という回答が31.5%あり、障がいのある人が地域で生活を続けていくためにも、障害福祉サービスの質・量の充実をより一層進めていくことが重要です。
- 国の「障害者基本計画（第5次）」では、ヤングケアラー※を始めとする家族支援を進める方向性が新たに盛り込まれています。アンケートにおいて、障がいのある人を中心的に手助けしている人で「18歳未満」の回答がありました。本市でも、ヤングケアラーを始めとした障がいのある人の家族への支援に取り組む必要があります。

(1) 在宅生活への支援の充実

近隣自治体や市内の事業所、「常滑市障がい者総合支援協議会※」(以下「総合支援協議会」という。)との連携のもと、在宅生活を支援するための障害福祉サービスや支援事業の充実に努めます。

取組【実施主体】	内容
居宅介護等のサービスの充実【市・事業所】	・介護給付による居宅介護、重度訪問介護※、同行援護※、行動援護※、重度障害者等包括支援※、地域生活支援事業※による生活サポート等の訪問系サービスを通じ、障がいのある人の自宅での生活を支援します。
短期入所の充実【市・事業所】	・市内の短期入所事業所や近隣自治体等との連携、総合支援協議会での検討等を通じ、サービス提供体制の確保に努めます。 ★自宅で介護を行う家族の負担軽減のため、安心して利用できる環境整備を行うとともに、利用の促進を図ります。
補装具※・日常生活用具の支給【市・事業所】	・補装具購入・修理費用支給や日常生活用具費支給の適切な提供に努めます。
訪問入浴サービス※の充実【市】	・訪問入浴サービスの提供を通じ、障がいのある人の自宅での生活を支援します。
地域生活支援拠点等の充実【市・事業所】	・障がいのある人の地域生活を支援する機能を備えた地域生活支援拠点等の充実に努めます。

★：第4次常滑市障がい者基本計画に掲げていない取組です。

(2) 日中活動の場の充実

近隣自治体や市内の事業所、総合支援協議会との連携のもと、日中活動の場の充実に努めます。

取組【実施主体】	内容
日中活動の場の充実【市・事業所】	・療養介護※、生活介護、自立訓練※等を通じ、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。
地域活動支援センター※の充実【市・社会福祉協議会・事業所】	・地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供します。また、地域活動支援センターの機能の充実を行います。
就労系サービスの充実【市・事業所】	・就労移行支援、就労継続支援A型・B型等において、関係機関とのネットワークの構築を図り、障がいのある人の就労支援とサービス提供体制の充実を図ります。
日中一時支援事業の充実【市・事業所】	・障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う日中一時支援事業の実施を促進します。

(3) 住まいの場の整備

近隣自治体や市内の事業所、総合支援協議会、障がいのある人の家族等との連携のもと、住まいの場の整備を促進します。

取組【実施主体】	内容
障がいのある人の居住の場に関する検討【市・事業所】	・障がいのある人の住まいに関する問題への対応について、総合支援協議会を中心に、関係団体等との連携のもとで検討を進めます。
グループホームの設置促進【市・事業所】	・社会福祉法人やNPO※法人などによるグループホームの整備を促進するとともに、運営の支援を行います。
市営住宅のバリアフリー化の推進【市】	・車いす利用者等、障がいのある人が利用できるよう、市営住宅におけるバリアフリー化を検討します。

(4) 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族、支援者等の相談に対し、関係機関と連携しながら助言や情報提供を行い、不安の解消と問題の解決を支援します。

取組【実施主体】	内容
相談支援事業所による相談支援の充実【市・事業所】	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者の指定を行い、適切なサービス利用計画等の作成がなされる体制を整備します。
障害者相談員の充実【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、知的障害者相談員により、気軽に相談が受けられるよう活動を促進します。
市における相談対応の充実【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・市の窓口においてサービスに関する相談や情報提供を行うとともに、必要に応じて専門機関と連携を図りながら必要な支援を行います。 ・相談にあたる職員の、障がい福祉に関する知識の向上に努めます。
基幹相談支援センターの運営【市・事業所】	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターにおいて、障がいのある人の総合的な相談に対応できる体制づくりに努めます。

(5) 障がいのある人の権利を守る仕組みづくり

障がいのある人が不利益を被らないよう、成年後見制度等の権利を守る体制整備を進めます。

取組【実施主体】	内容
成年後見制度の利用支援【市・知多地域権利擁護支援センター※・関係機関】	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、一層の周知に努めます。 ・「知多地域権利擁護支援センター」と連携し、必要な人の制度利用を支援します。
日常生活自立支援事業※の利用支援【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を通じ、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援を行います。

取組【実施主体】	内容
障がい者虐待の防止・早期発見【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を行います。 ・家庭や地域、事業所等における虐待等に対し、早期発見に努め、早急に対応します。 ★虐待防止連絡協議会を開催し、虐待防止・早期対応のためのネットワークを強化します。 ★障がい者基幹相談支援センターと協働し、事業所に対し障がい者虐待防止研修を行います。

★：第4次常滑市障がい者基本計画に掲げていない取組です。

(6) サービスの質の向上と人材育成

障がい特性を理解した支援人材の育成やサービスの質の向上を図ります。

取組【実施主体】	内容
サービスの質の向上【市・県・事業所】	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がいなど、多様な障がい特性に対応するための研修等を通じて人材育成及びサービスの質の向上を図ります。
専門職種の養成・確保【市・県・事業所】	<ul style="list-style-type: none"> ・県等との連携のもと、障がい保健福祉に従事する人材の確保や養成に努めます。

基本目標3 就労の場づくりの促進【雇用・就業】

【現状・課題】

- 障がいのある人の法定雇用率[※]が段階的に引き上げられ、令和8年度に企業では2.7%となります。就労移行支援事業等のさらなる充実や、障がいのある人の適性を考慮した職場での支援や理解がますます必要になっています。
- 令和7年10月より障害福祉サービスに就労選択支援が創設され、一般就労中の障がいのある人でも就労系サービスが一時的に利用できることとなり、本市においてもサービス提供体制の充実を図っていく必要があります。
- 本市では、総合支援協議会に「就労支援部会」を設置し、障がいのある人の就労支援に特化した取組を進めています。
- アンケートによると、障がいのある人の51.1%が仕事をしておらず、その理由として最も高い割合を占めているのは「働きたいけど働けない」で31.0%となっています。就労意欲を持ちつつも働けない障がいのある人が多いことから、それぞれの適性等に配慮した、多様な働く場を増やしていく必要があります。
- アンケートによると、就労支援として必要だと思うことについて、「事業主や職場の上司・同僚の障がい者に対する理解」が30.9%と最も高くなっており、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「通勤手段の確保」の割合も3割弱を占めています。障がいのある人が働き続けるためには、職場における理解や就労定着のための適切な配慮等が必要です。

(1) 就労系サービス等の充実

障がいのある人の就労に係る各種支援サービス等の充実に努めます。

取組【実施主体】	内容
就労系サービスの充実【市・事業所】 ＜再掲＞	・就労移行支援、就労継続支援A型・B型等において、関係機関とのネットワークの構築を図り、障がいのある人の就労支援とサービス提供体制の充実に努めます。
職親制度の推進【市】	・事業経営者等を職親として登録し、生活指導及び技能習得訓練等を行う事業を推進します。
職場体験事業の推進【市・事業所・民間企業等】	・市内で生活する障がいのある人の社会参加、自立を促進するため、実際に企業において職場体験を行う事業を推進します。
就労支援の促進【市・ハローワーク】	・必要な基礎知識と技能を習得するための職業訓練への参加を支援します。また、関係機関等との連携のもと、一般就労を目指す障がいのある人の市内施設の就労支援員やジョブコーチ※制度等の活用を促進します。

(2) 障がいのある人の一般就労の促進

関係機関等との連携を強化し、障がいのある人の一般就労に向けた取組を促進します。

取組【実施主体】	内容
障がいのある人の雇用促進【市・県・ハローワーク・民間企業等】	・愛知県やハローワークなどと連携し、障がいのある人の雇用に係る雇用義務制度や各種助成制度等の周知を図ります。
就労定着支援事業の推進【市・事業所】	・一般就労した障がいのある人が、職場に定着できるよう支援する就労定着支援事業の利用を促進します。
市役所における雇用の促進【市】	・市において障がい者雇用率が法定雇用率を上回るよう、職員の計画的な採用を行います。

(3) 福祉的就労の場の充実

一般就労が困難な障がいのある人が利用する福祉的就労の場の充実に努めます。

取組【実施主体】	内容
就労支援事業の充実 【市・事業所】	・就労継続支援A型・B型等のサービス提供体制の充実に努めます。
工賃水準の向上 【市・事業所】	・就労継続支援事業所等の工賃水準の向上を図るため、事業所製品の展示・販路拡大等に努めます。
優先調達の推進 【市】	・市役所において、障がい者施設等からの物品等の優先的な調達の推進を図ります。

(4) 多様な就労の促進

障がいのある人の多様な働く機会の確保に努めます。

取組【実施主体】	内容
★農福連携の推進 【市・事業所】	・障がいのある人を雇用している農業者や福祉事業者等が新しい品目の生産・加工や既存栽培品目の生産拡大等を行うことによって、障がいのある人の働く場を確保する事業に要する経費について補助金を交付します。

★第4次常滑市障がい者基本計画に掲げていない取組です。

基本目標4 保健・医療の充実【保健・医療】

【現状・課題】

- 疾病に起因する障がい未然に防ぐため、病気の予防や早期発見が重要となります。そのため、各種健診への定期的な受診や、自分の健康を守る意識と正しい生活習慣が非常に重要となります。
- 障がいは生活習慣病に起因するものも多くなっています。生涯を健康で過ごすためには、生活習慣病を事前に予防することが大切です。若いうちからの健診受診による健康管理や保健指導による生活習慣の改善が重要で、働き盛りの年齢層の受診や指導を促すための受診しやすい健診体制や指導方法を整備していく必要があります。
- アンケートによると、障がいのある人の現在の生活における不安なことでは「自分の健康や体力に自信がないこと」が25.6%、「家族など介助者の健康状態が不安」が16.1%と、ともに高い割合を占めています。障がいのある人の就労や社会参加等を支える上でも、自身の健康は非常に重要な要素となるため、健康づくりや医療的なケアへの支援を充実させていく必要があります。
- こころの健康のためには、日常的なストレスの解消や、適切な睡眠・休養の取得が大切です。仕事等の忙しさや人間関係等を背景にしたうつ病や自殺等の発生が問題になっていることから、本市においてもこころの健康に関する啓発等を進めていく必要があります。

(1) 保健・医療サービスの充実

市民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、各種健診の受診勧奨等を通じて障がいの発生予防を図ります。

取組【実施主体】	内容
乳幼児健康診査の実施【市】	・各種乳幼児健診を通じ、障がいの早期発見、早期療育につなげるとともに、保護者への支援を行います。
市民の健康づくりの推進【市】	・定期的な健診受診の普及・啓発を図るとともに、未受診者への受診勧奨を進めます。
障がいのある人のための健康診査の実施【市】	・障がいのある人のための健康診査、歯科健診等を推進します。

取組【実施主体】	内容
障がいのある人のための歯科の充実 【市・社会福祉協議会・歯科医師会・医療機関】	・障がいのある人の歯科の受診体制の整備を促進します。また、地域の歯科診療所における障がいのある人への配慮についても対応を促進します。
医療費助成の実施 【市・県・国】	・自立支援医療や福祉医療*などにおいて、規程に基づき適切な助成を行います。

(2) こころの健康づくりの推進

こころの健康に関する情報提供や啓発を行うとともに、メンタルヘルス対策や自殺対策を総合的に推進します。

取組【実施主体】	内容
こころの健康づくりの推進【市・県・社会福祉協議会】	・こころの悩みに対する適切な相談や必要なカウンセリング等を行います。
メンタルヘルス対策の推進【市・県】	・各種講座の開催や専門相談の実施などを通じ、うつ病やひきこもり、自殺などの予防対策を行います。

基本目標5 障がいのある児童への支援の充実【療育・育成】

【現状・課題】

- 近年、全国的に発達障がいのある児童が増加しています。発達障がいに限らず障がいのある児童が、将来的により自立した生活を送れるようにするためには、障がいの早期発見と、早期療育につなげる環境づくりが大切です。
- 療育手帳所持者は、手帳所持者全体に占める18歳未満の手帳所持者の割合が、身体や精神よりも比較的高くなっています。本市では、近年療育手帳所持者数が増加傾向にあり、それに伴い、特別支援学級、特別支援学校の児童・生徒数も増加傾向にあります。
- アンケートによると、障がいのある児童の療育（障害児通所施設等）で困っていることは、「本人に合った支援」「利用時間」「指導員の専門性」が高く、また、学校教育での困っていることでは「本人に合った支援」「教員・支援員の充実」が最も高く、障がいの特性に合った支援の拡充が求められています。
- アンケートによると、学校教育終了後の進路の不安について、「障がいの特性に応じた作業所などに入所できるかどうかの不安」が57.5%と最も高く、次いで「障害者就業・生活支援センターを通じて就労できるかどうかの不安」が56.2%、「民間企業（会社など）に就職することへの不安」が52.1%となっています。学校や関係機関と連携し、本人の意向や障がいの特性に合った進路が選択できるよう体制の整備が必要となります。
- 令和3年9月に施行された「医療的ケア児支援法」に基づき、常時介護を要する障がいのある児童が平等に保育・教育が受けられるよう、関係機関の連携や支援環境の整備等の体制づくりが求められています。
- 本市では、障がい等により支援が必要な児童に対して、個別の教育支援計画サポート・ノート「しとねる」を活用し、幼稚園・保育園・こども園から小学校、中学校まで、また、中学校卒業後の進路先との連携体制を整え、継続的な支援に努めています。「しとねる」を効果的なツールとしていくため、それを活用する支援者の力量向上と連携体制の強化が必要となっています。

(1) 障がいのある児童の療育体制の整備

発達の遅れや障がいのある児童とその保護者に対する早期療育を支援するとともに、不安軽減のための相談・支援体制の充実を図ります。

取組【実施主体】	内容
療育への適切な指導や相談の充実【市・県】	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の発達の遅れや障がいに対する保護者の不安感の解消を図るため、専門職員や医師、心理相談員による相談や診察を実施する「すくすく健診」を実施します。 ・保健センターや子育て総合支援センター、児童相談所等との連携のもとで、保護者の相談に対応します。
親子育児教室の実施【市・事業所】	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばの遅れや発達の遅れなど、育児不安を持つ親子を対象に親子育児教室（コアラちびっこ教室・コアラの会・マーチの会等）を開催します。
保育及び就学前教育の充実【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の保育園、こども園、幼稚園においては、障がいのある児童の受け入れについて、子ども・家庭の状況に応じた支援に努めます。また、保育士・教諭等への研修等を通じ、対応技術を高めます。 ・サポート・ノート「しとねる」を作成することで、児童の困り感を保護者や支援者が共有し、効果的な支援を図ります。
家庭支援の推進【事業所】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援[*]や放課後等デイサービス事業所において、ペアレントトレーニング、療育相談、社会に向けての進路相談を実施し、障がいのある児童を持つ家庭を支援します。
地域支援の推進【事業所】	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童への理解が地域で進むよう、学習会等を開催します。 ・地域カフェ[*]等、児童や保護者が安心して過ごせる居場所づくりを促進します。

(2) 児童福祉サービスの充実

児童福祉法に基づくサービスの充実を図ります。

取組【実施主体】	内容
児童発達支援の推進【市・事業所】	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う児童発達支援を推進します。

取組【実施主体】	内容
放課後等デイサービスの推進【市・事業所】	・就学している障がいのある児童に、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う放課後等デイサービスを推進します。
保育所等訪問支援の推進【市・事業所】	・訪問支援員が保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援を推進します。
児童発達支援センター※の充実【市・事業所】	・児童発達支援センターの中核的役割や機能強化を図り、多様な障がいや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげます。また、地域全体の障がいのある児童の支援の質の底上げを図ります。
医療的ケア児への対応の検討【市】	・医療的ケアが必要な児童に対する支援を行うための体制整備について検討します。

(3) 学校教育における対応の強化

小中学校において、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な指導・教育を推進します。

取組【実施主体】	内容
教育支援の推進【市】	・保護者の意向を尊重しつつ、障がいのある児童の能力を最大限に伸ばすことを重視した教育支援・就学相談を行います。
特別支援教育の推進【市】	・小中学校における特別支援学級等において、障がいのある児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じた教育的支援を行います。 ・サポート・ノート「しとねる」を活用し、支援者と保護者が児童生徒の情報を共有し、これまでの支援も踏まえて一緒に計画を作成することで、よりよい支援に努めます。
通級指導教室※における教育の推進【市】	・自閉症スペクトラム（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）のある児童を対象とした通級指導教室において、指導の充実に努めます。
特別支援学校との連携と交流教育の推進【市・県】	・特別支援学校と市内小・中学校との連携を深め、障がいのある児童が、障がいのない児童や地域住民等とともに活動・交流を行う交流教育を推進します。

取組【実施主体】	内容
進学・就職等進路指導への支援【市・県】	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある生徒の進路に関して、学校と関係機関等との連携のもと、一人ひとりの希望等に合った進路指導に努めます。
教育現場における合理的配慮の浸透【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化などを図ります。 ★ICTを活用し、学習環境の充実を促進します。

★第4次常滑市障がい者基本計画に掲げていない取組です。

基本目標6 安全に暮らせる環境整備【生活環境】

【現状・課題】

- 公共施設や道路等については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、バリアフリー化を推進していくことが定められています。
- 本市では、障がいのある人や高齢者等に配慮した、人にやさしいまちづくりを推進しており、道路や公共交通機関、公共及び民間の施設、市営住宅等のバリアフリー化や、外出支援の充実を進めています。
- アンケートによると、外出する際に困ることとして、「公共交通機関が少ない」ことや「バスや電車の乗り降りが困難」といった、公共交通機関に関する事項で多く意見があがっています。また、知的障がいのある人では「駅や商店、銀行、病院などでのコミュニケーションがとりにくい（とれない）」という、ソフト面でのバリアをあげる割合も高くなっています。民間機関も含めて、ハード面、ソフト面の両面からバリアフリーの考え方を浸透させていく必要があります。
- 近年は台風の大型化や大規模地震の発生など、全国的に大きな被害をもたらす災害が頻発しています。本市も南海トラフ巨大地震等に備え、日頃から防災意識を持ち、対策を行っていく必要性が高まっています。令和3年5月に「災害対策基本法」が改正され、避難行動支援者ごとの「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされています。本市においても、個別避難計画の作成を推進していく必要があります。
- アンケートによると、災害時において1人で避難できない障がいのある人が37.2%となっています。また、1人で避難できない障がいのある人のうち「助けてくれる人はいない」と回答している人が7.7%となっています。一方で、避難行動要支援者名簿については登録している人が4.2%と少なくなっているため、制度について周知し災害時の避難支援につなげる必要があります。
- アンケートによると、災害時における避難場所の設備やコミュニケーションの面などを不安に感じる障がいのある人の割合が高く、長期化するおそれがある避難所生活について対策を検討しておく必要があります。障がいのある人自身やその家族はもちろん、サービス事業所等の支援者、隣近所や地域の住民等も含めた防災、災害時対策が重要となっています。

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

障がいのある人の視点に立って、施設やまち全体において誰もが利用しやすく暮らしやすいバリアフリー、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進します。

取組【実施主体】	内容
公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進【市・県】	・道路や公園、公共建築物などにおいて、障がいのある人にやさしい公共空間づくりに努めます。
民間施設のバリアフリー化の促進【市・民間企業等】	・多くの市民が利用する医療機関や金融機関、飲食店など、公共性の高い民間施設に対し、バリアフリー、ユニバーサルデザインに関する啓発を行います。
住宅改修費助成事業の利用【市】	・介護保険や地域生活支援事業による住宅改修費の助成事業などの利用を促進し、手すりの設置や段差解消等により在宅生活を支援します。

(2) 防災・災害時対策の推進

地震などの大規模災害時において、情報の伝達、避難誘導が適切に行われるよう、避難行動要支援者の把握と支援方法の確立、適切な情報伝達手段の構築を図ります。また、避難所においても、障がいのある人のニーズを踏まえた体制を整備します。

取組【実施主体】	内容
避難行動要支援者への避難行動支援【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に支援が必要な障がいのある人の避難行動要支援者名簿の登録を促進し、把握に努めます。 ・災害時には個人情報等に配慮しながら名簿の活用を図ります。 ★避難行動要支援者に合わせた個別避難計画を作成し、災害の避難行動を支援します。
災害時等の情報伝達【市】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時にコミュニケーション支援ボード*の活用など、障がいのある人に対応した情報伝達体制を整備します。 ★多様な伝達手段を整備し、情報伝達の強化を図っていきます。
福祉避難所*等の整備【市・事業所】	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の避難所での生活が困難な障がいのある人とその家族のため、福祉避難所等の充実を図ります。

★第4次常滑市障がい者基本計画に掲げていない取組です。

基本目標7 地域活動や社会参加の促進【スポーツ・文化・まちづくり】

【現状・課題】

- 障がいのある人の生活の質の向上に向けては、生涯学習やスポーツ・レクリエーションの場に自主的・積極的に参加できる機会の確保が重要です。障がいのある人が生涯学習やスポーツ・レクリエーションの場に参加するためには、参加しやすい配慮や施設の整備等が必要となります。
- 平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。また、令和元年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、市町村において、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に努めることとされています。
- 本市では、障がい者団体やNPO法人と連携し、障がい者スポーツ大会やスポーツ教室、障がいのある人の音楽・文化芸術活動の機会の提供など、障がいのある人が生きがいを持って生活できるような支援を行っています。また、あらゆる社会参加を支援するためのコミュニケーション支援や外出支援を行っています。
- アンケートによると、日中の過ごし方について、趣味やスポーツ活動、サークルなどのグループ活動、ボランティア活動を希望している人が、現在参加している人よりも多く、希望をかなえられる支援が必要です。
- アンケートによると、障がいのある人が携帯し、緊急時等に周囲の配慮等を求めることができる「ヘルプカード」について、存在を知らない人が32.0%となっています。また、「存在を知っているが、持っていない」が38.9%となっており、障がいのある人が安心して外出できるよう、ヘルプカードの周知と利用促進を図るとともに、障がいのない人に対する認知を高めることも求められます。
- 障がいのある人が、障がいのない人と同じように社会参加の機会を享受できるようにするためには、移動に関する環境の整備が求められます。
- 障がい者団体の活動などは、障がいのある人の親・家族同士の交流機会となり、相談や情報共有の場としても機能しています。今後も活動をより活性化していく必要があります。
- 障がいのある人の理解と社会参加の促進のためには、地域において、障がいのある人とない人の交流機会の充実を図る必要があります。

(1) 社会参加と交流の促進

移動やコミュニケーションに関する支援を推進し、障がいのある人が社会参加できる環境を整備します。

取組【実施主体】	内容
ヘルプカードの利用促進【市】	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が携帯し、災害時や日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードである「ヘルプカード」を配布します。
外出支援サービスの充実【市・事業者】	<ul style="list-style-type: none"> 行動援護や移動支援[*]等のニーズの把握に努め、支援体制の充実を図ります。
福祉タクシー料金の助成【市】	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が地域社会で生活する上で必要な移動手段の確保のために、福祉タクシー料金の助成を継続して行います。
障がいのある人の自動車運転等に関する支援【市】	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がいのある人が、自ら所有し運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する場合に、自動車改造に要する費用の助成を継続して行います。 身体障がいのある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部の助成を継続して行います。
手話通訳者等の配置・派遣等の推進【市】	<ul style="list-style-type: none"> 市役所において手話通訳者を適切に配置します。 聴覚障がいのある人の社会参加を促進するため、手話奉仕員を養成します。 聴覚障がいのある人などが社会参加できるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進します。

(2) スポーツ・文化活動の促進

障がいのある人の生活を豊かにするスポーツ、生涯学習、文化芸術活動への参加を促進します。

取組【実施主体】	内容
地域における交流活動の促進【市・社会福祉協議会】	・地域における障がいのある人の仲間づくりや余暇活動を促進するとともに、各種地域活動の支援に努めます。
障がい者スポーツの推進【市・社会福祉協議会】	・障がい者スポーツ大会等への参加を支援します。 ・スポーツ教室やスポーツ施設等において、障がいのある人も利用しやすいような体制整備に努めます。
生涯学習や文化芸術活動の推進【市・社会福祉協議会】	・講演会等において、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。 ・障がいのある人が創作した作品等の展示や活動発表の機会を提供します。 ★図書館において、録音図書や大活字本、音訳資料等の充実を図ります。

★第4次常滑市障がい者基本計画に掲げていない取組です。

(3) 地域福祉活動の推進

障がいのある人をはじめ、子どもや高齢者など地域に暮らすすべての人が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉活動を推進するとともに、障がい者団体の活動がより活性化するよう、支援を行います。

取組【実施主体】	内容
障がい者サポーター制度の導入【市】	★障がいのある人への支援や必要な配慮などを学んだ人をサポーターとして登録し、日常生活の中で障がいのある人を手助けする制度を導入し、「障がい者サポーター研修会」を実施します。
ボランティア活動への支援【市・社会福祉協議会】	・障がいのある人を支援するボランティアの育成を図るとともに、その活動を促進します。
福祉NPO法人の活動支援【市】	・地域の幅広くきめ細かいサービスの担い手である福祉事業・福祉活動を目的としたNPO法人との情報共有と連携に努め、NPO法人による福祉活動を支援します。

取組【実施主体】	内容
社会福祉法人・民間事業所の支援【市】	・ 情報提供、民間事業所の活動の促進及び支援を行います。
団体活動の活性化支援【市・障がい者団体】	・ 活動のPR等を通じ、障がい者団体の活動支援を継続します。
★地域での交流促進	・ 障がいのある人とない人の交流を深めるため、地域でのイベント等を通じ交流機会の提供を行います。

★第4次常滑市障がい者基本計画に掲げていない取組です。

第5章 計画の推進のために

1 連携体制の整備

(1) 庁内の連携

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、防災、生活環境など広範囲にわたっているため、福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

(2) 団体、事業者等との連携

本計画を推進していくため、社会福祉協議会、サービス提供事業者や障がい者団体、地域組織、企業、その他各種関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、総合支援協議会において、困難事例の共有・対応調整や、関係機関・団体間のネットワーク構築を図るとともに、住まいや就労、相談などの総合的な課題への対応策を検討します。

(3) 広域での連携

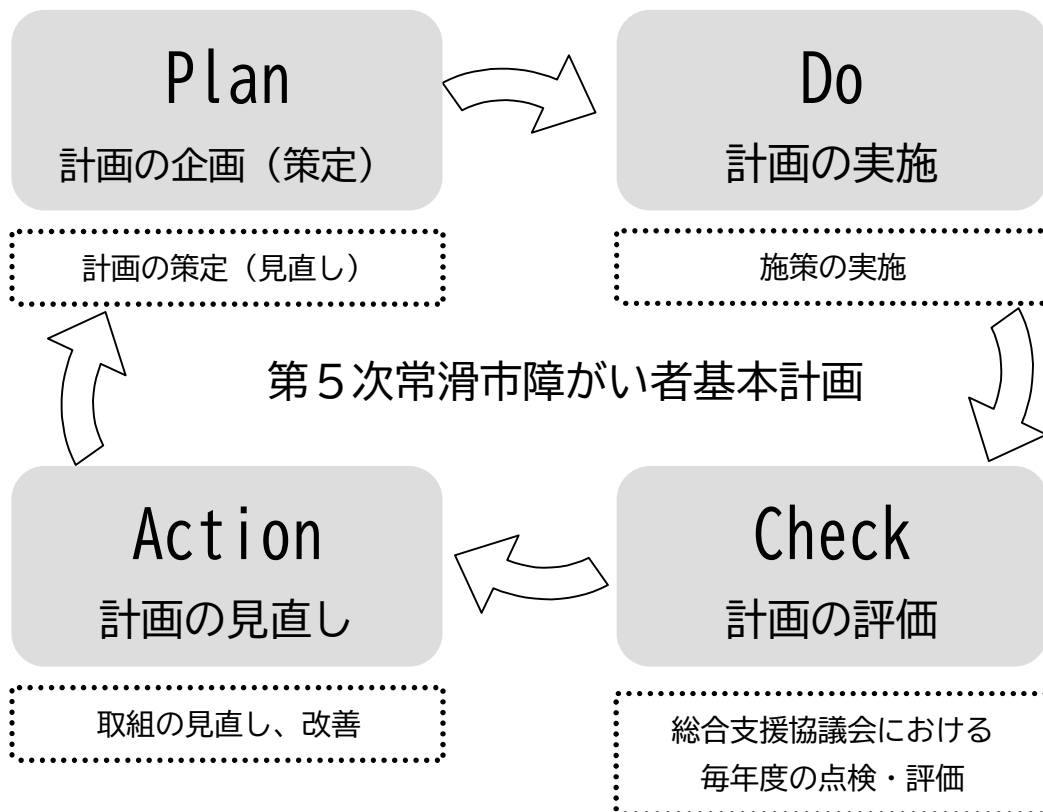
障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものについて、愛知県や近隣の市町、県指定の医療的ケア児支援センターとともに連携して提供体制の充実に取り組みます。

2 計画の進捗管理

(1) PDCAサイクルによる計画の見直し

本計画の進捗状況の定期的な確認を行うとともに評価を行い、その結果を効果的な推進に向けた施策・事業の見直しにつなげます。

■「PDCAサイクル」のイメージ



資料編

1 常滑市障がい者基本計画等策定委員会

■常滑市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者及び障がい児が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定する場として、常滑市障がい者基本計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 常滑市障がい者基本計画の策定に関すること。
- (2) 常滑市障がい福祉計画の策定に関すること。
- (3) 常滑市障がい児福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員 23 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 常滑市障がい者総合支援協議会の委員
- (2) 一般の公募による者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 常滑市障がい者総合支援協議会の会長を策定委員会の委員長とし、常滑市障がい者総合支援協議会の副会長を策定委員会の副委員長とする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、策定委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条各号の計画を専門的に検討するため、策定委員会に作業部会を設ける。

2 作業部会の組織、委員等は策定委員会で定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

■常滑市障がい者基本計画等策定委員会委員名簿

No.	役職	氏名	所属
1	会長	竹内 秀隆	医師団代表
2	副会長	栞山 和弘	社会福祉協議会会長
3	委員	伊藤 眞介	医師団代表
4	委員	夏目 郁也	歯科医師会代表
5	委員	船坂 泰子	薬剤師会代表
6	委員	伊藤 文一	民生児童委員連絡協議会会長
7	委員	高津 博丈	社会福祉協議会事務局長
8	委員	山崎 千佳	知多保健所
9	委員	江端 元男	身体障害者相談員・身体障害者福祉協会会長
10	委員	肥田夕美子	知的障害者相談員
11	委員	今井 友乃	NPO法人「知多地域権利擁護支援センター」理事長
12	委員	濱田 和枝	NPO法人「あかり」代表
13	委員	牧野 謙雄	手をつなぐ親の会会長
14	委員	岩川 秀子	精神保健福祉ボランティア集いの場「ひわまり」「和」代表
15	委員	高山 京子	社会福祉法人「あゆみの会」理事長
16	委員	松山 宜申	学校教育課指導主事
17	委員	福島 さゆり	一般策定委員
18	委員	桑山 治代	一般策定委員
19	委員	桑山 美憂	一般策定委員

(敬称略・順不同)

■事務局

No.	役職	氏名	所属
1	部長	中野 旬三	福祉部
2	課長	澤田 真宏	福祉課
3	主査	竹内 裕紀	福祉課
4	課長	入山 佳代子	子育て支援課
5	主任	後藤 絢加	子育て支援課
6	—	田島 雅子	とこなめ障がい者相談支援センター

2 常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会

■常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、常滑市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱第7条の規定により設置する常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 常滑市障がい者基本計画、常滑市障がい福祉計画及び常滑市障がい児福祉計画（以下「障がい者基本計画等」という。）を専門的に検討するため、常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第3条 作業部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障がい者基本計画等の策定手順に関すること。
- (2) 障がい者基本計画等の中に記載する内容に関すること。
- (3) その他障がい者基本計画等の策定に関すること。

(組織)

第4条 作業部会は、次に掲げる者のうちから組織する。

- (1) 事業者を代表する者
- (2) 障がい福祉サービスに関する事業に従事する者
- (3) 障がい当事者団体又は関係支援団体に属する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、障がい者基本計画等の策定に係る業務が完了するときまでとする。

(部会長)

第6条 作業部会に部会長を置き、委員の互選により選任する。

2 部会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

■常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会委員名簿

No.	役 職	氏 名	所 属
◎くらし部会			
1	委 員	青木 由美子	とこなめ障がい者相談支援センター
2	委 員	榊原 久美子	グループホームこころ
3	委 員	坂根 聡子	知多保健所健康支援課
4	委 員	盛田 和正	身体障がい者相談員
5	委 員	肥田 夕美子	知的障がい者相談員
6	委 員	牧野 謙雄	手をつなぐ親の会
7	委 員	西村 広美	NPO法人「あかり」
8	委 員	桜庭 幸恵	ワークセンターかじま
9	委 員	瀧田 雅春	ハピネスト
10	委 員	眞榮田 聡代	一般社団法人ソフィーチェ
11	委 員	早川 修平	wasshoi
12	委 員	加藤 智子	社会福祉法人「あゆみの会」
13	委 員	田島 雅子	とこなめ障がい者相談支援センター
14	委 員	中山 幸節栄	相談支援事業所そえ木
◎子ども部会			
1	委 員	鈴木 由紀	波の音相談支援事業所
2	委 員	神野 早香	とこなめ障がい者相談支援センター
3	委 員	楠木 茜	波の音児童発達支援センターはまっこ
4	委 員	長谷川 佑	とこころ園
5	委 員	岩瀬 雄志	キッズとこらく
6	委 員	片山 麻有	AO
7	委 員	徳田 絵美	Power to Live
8	委 員	栗虫 裕美	北風と太陽とこなめ
9	委 員	伴野 一茂	くすのきハウス常滑
10	委 員	今村 智美	放課後等デイサービスあおい常滑
11	委 員	久保 孔美	放課後等デイサービス ブレス
12	委 員	松山 宜申	学校教育課指導主事
13	委 員	新美 奈津美	健康推進課
14	委 員	坂田 貴未江	こども保育課兼子育て支援課 指導主事
◎一般策定委員			
1	委 員	福島 さゆり	
2	委 員	桑山 治代	
3	委 員	桑山 美憂	

(敬称略・順不同)

■事務局

No.	役職	氏名	所属
1	課長	澤田 真宏	福祉課
2	主査	竹内 裕紀	福祉課
3	課長	入山 佳代子	子育て支援課
4	主任	後藤 絢加	子育て支援課

3 計画策定の経過

時期	内容
令和5年6月20日	第1回常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会 ①アンケート調査票について
令和5年8月3日	第1回常滑市障がい者基本計画等策定委員会 ①アンケート調査票について
令和5年9月8日～ 9月25日	「福祉に関するアンケート調査」実施
令和5年11月14日	第2回常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会 ①アンケート調査結果について ②第5次常滑市障がい者基本計画（素案）について ③第7期常滑市障がい福祉計画・第3期常滑市障がい児福祉計画（素案について）
令和5年12月14日	第2回常滑市障がい者基本計画等策定委員会 ①アンケート調査結果について ②第5次常滑市障がい者基本計画（素案）について ③第7期常滑市障がい福祉計画・第3期常滑市障がい児福祉計画（素案について）
令和6年1月25日～ 2月22日	パブリックコメントの実施
令和6年3月14日	第3回常滑市障がい者基本計画等策定委員会 ①第5次常滑市障がい者基本計画（最終案）について ②第7期常滑市障がい福祉計画・第3期常滑市障がい児福祉計画（最終案について）

4 用語集

あ 行

用語	解説
ICT	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。インターネットを活用した情報共有を実現する技術の総称。
移動支援	屋外での移動が困難な方に外出支援を行う事業。本市では、個別支援型、グループ支援型、個別・グループ支援型、車両移送型の4種類の移動支援事業が実施されている。
医療的ケア児	NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童。
SPコード	文字情報を内包した音声認識コードであり、専用の機械などでコードを読み取り、文字情報を音声で読み上げることで、視覚障がいのある人が情報を受け取ることができる。
NPO	民間非営利組織（Non Profit Organization）の略。医療・福祉、環境、文化・芸術、まちづくり、教育などさまざまな分野で活躍する営利を目的としない民間の組織。

か 行

用語	解説
強度行動障がい	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人に影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助を行うサービス。
グループホーム	障がいのある人が世話人等の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、一戸建て等で共同生活を営む住居。
計画相談支援	障害福祉サービス等利用計画を作成し、サービスの利用調整やモニタリングなどを行うサービス。
高次脳機能障がい	怪我や病気などで脳に損傷を受け、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がい。

用語	解説
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じうる危険を回避するための支援や外出時における移動中の介護を行うサービス。
合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるもの。
コミュニケーション支援ボード	知的障がいのある人、自閉症、聴覚障がいある人等のコミュニケーション支援を目的として作成された図版。

さ 行

用語	解説
児童発達支援、児童発達支援センター	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービス。センターに通所してサービスを行う。
児童福祉法	児童の出生・育成が健やかであり、その生活が保障愛護されることを理念として、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。
重症心身障がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態。
重度障害者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービス。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、ヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービス。
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識、能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービス。
就労継続支援 A 型・B 型	A 型は、就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービス。 B 型は、年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援 A 型を利用することが困難な人や就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人等に一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービス。

用語	解説
障害者週間	国民の間に広く障がい福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化等の分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年、12月3日から12月9日までに設定される期間。この期間を中心に、国や地方公共団体、関係団体等において、様々な意識啓発に関わる取組が展開される。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着にあたって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障がいのある人を対象として、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県が指定するもの。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がいのある人・児童が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、国や自治体、民間事業者に、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている法律。
情報アクセシビリティ	すべての人が円滑に情報通信機器やサービスを利用できること。
ジョブコーチ	障がいのある人が就職前の実習段階や就職後に職場定着が難しくなった際に、職場に出向き、人間関係や職場での管理者や従業員に対して助言を行い、職場や職場環境の改善を提案するなど、障がいのある人の職場への適応を支援すること。
自立訓練	障がいのある人に対して、一定期間生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。対象によって、機能訓練と生活訓練に分かれており、機能訓練は支援が必要な身体障がいのある人に、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行い、生活訓練は支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人に、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
自立支援医療	心身の障がい除去・軽減するために必要な医療について、医療費の自己負担額を国等の公費で賄い、負担を軽減する制度。
生活介護	常時介護が必要な障がいのある人を対象に、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

た 行

用語	解説
短期入所（ショートステイ）	居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
地域活動支援センター	障がいのある人の地域生活支援の促進を図るため、仲間同士の交流、創作的活動、生活のための訓練などを行う施設。
地域カフェ	営利目的のカフェとは異なり、地域のたまり場として、人と人が交流することを目的として設置・運営されているカフェ。利用する対象の制限が特になく、幅広く地域住民が交流できるようになっている。
地域生活支援拠点等	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための必要な機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を備えた拠点のこと。
地域生活支援事業	障害者総合支援法によって法定化されている、障がいのある人が自立して生活できるよう、地域の特性や障がいの特性等にあわせて実施する事業。
知多地域権利擁護支援センター	知多半島の4市5町より委託を受けて、この4市5町の住民を対象に、成年後見に関する窓口相談や巡回相談を行っている機関。
通級指導教室	小・中学校の通常学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難のある人に移動の援護、代筆や代読を含む視覚的情報の支援、排せつや食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行うサービス。
常滑市障がい者総合支援協議会	市内に暮らす障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制を構築するため、障がいのある人を取り巻く市内の現状や必要な支援を協議する場。

な 行

用語	解説
日常生活自立支援事業	判断能力の不十分な高齢者や障がいのある人が、自立した日常生活が過ごせるように、適切な福祉サービスの利用をはじめ、日常生活上の権利や利益を守ることを目的とした事業。
日常生活用具	障がいのある人・児童の日常生活の便宜を図るために給付する用具。
農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

は 行

用語	解説
発達障がい	生まれつき脳の一部の機能に障がいがあることから現れる様々な症状であり、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、学習障がい等のこと。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するということ。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という2つの意味がある。
福祉医療	心身の障がい除去・軽減するために必要な医療について、医療費の自己負担額を地方公共団体が独自に公費で賄い、負担を軽減する制度。
福祉避難所	障がいのある人や要介護高齢者、妊産婦、乳幼児等、特別な配慮を必要とする人(要配慮者)への配慮・対応がなされた避難所。
不当な差別的取扱い	障がいのある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするなど、障がいのない人より不利に扱うこと。
ペアレントトレーニング	発達障がいにある人の親が自分の子どもの行動を理解したり、発達障がいの特性を踏まえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービス。
法定雇用率	国や地方公共団体、民間企業、都道府県等の教育委員会に義務づけられた、障がいのある人の被雇用者数が、全体の被雇用者数に占める割合。
訪問入浴サービス	重度の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により自宅での入浴サービスを提供する事業。
補装具	身体の欠損、または損なわれた身体機能を補完・代替する用具。

や 行

用語	解説
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無にかかわらず、すべての人にとってできるだけ使いやすい形状や機能が配慮された造形、設置のこと。

ら 行

用 語	解 説
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービス。

第5次常滑市障がい者基本計画

発行年月 / 令和6年3月

編集・発行 / 常滑市 福祉部福祉課 福祉部子育て支援課

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5